

南知多町公共施設等総合管理計画
【令和 3 年度改訂版】

平成 29 年 3 月
令和 4 年 3 月改訂

南知多町

－ 目 次 －

1.	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2.	南知多町の概要	2
3.	本計画の構成概要	3
4.	公共施設等総合管理計画の位置付け	3
5.	公共施設の調査対象抽出条件	4
	(1) 公共施設	4
	(2) インフラ	4
6.	公共施設等の現況及び将来の見通し	6
	(1) 公共施設等の保有状況	6
	(2) 南知多町の人口	13
	(3) 公共施設等に関するこれまでの経過	17
	(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費及び財源の見込み等	20
7.	公共施設等の管理に関する基本方針	33
	(1) 計画期間	33
	(2) 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクル推進等の方針	33
	(3) 現状と課題に関する基本認識	34
	(4) 公共施設等の管理に関する基本方針	35
	(5) 公共施設等の管理に関する実施方針	37
	(6) 目標の設定(期間:令和 32 年度まで)	39
	(7) PDCA サイクルの推進方針	41
8.	公共建築物の施設類型ごとの基本方針	42
	(1) 町民文化系施設	43
	(2) 社会教育系施設	44
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	45
	(4) 産業系施設	46
	(5) 学校教育系施設	47
	(6) 子育て支援施設	49
	(7) 保健福祉施設	50
	(8) 医療施設	50
	(9) 行政系施設	51
	(10) 町営住宅	53
	(11) 処理施設	53
	(12) その他施設	54
9.	インフラの施設類型ごとの基本方針	55
	(1) 道路	55
	(2) 橋りょう	56
	(3) ため池	56
	(4) 上水道	57
	(5) 漁業集落排水	57
	(6) 港湾・漁港(海岸保全施設を含む)	58
	(7) 公園・緑地	59
10.	計画の推進に向けて	60

(1) 推進体制の構築と進行管理	60
(2) 進行管理と活用	61

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

日本全体で人口減少が進む中、本町においても、半世紀にわたって人口の減少が続いているため、本町の人口が今後も減少することは避けられません。

さらなる人口減少や少子高齢化による人口構成の変化等により、行政サービスに対する需要に変化が生じてくることから公共施設等に求められる利用需要も変化するとみられています。さらには、防災対策や安全の確保、環境への配慮等の対応も必要になっています。

一方で、日本全国の公共施設等は、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて整備された施設が多く、現在、これらの施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えます。今後、施設の更新時期が集中することで、各自治体にて財政負担が増大することが予想されます。

本町の公共施設においても、既存施設全体の約 74%が築 30 年以上であり、今後はさらに、修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

道路、橋りょう、上水道、漁業集落排水施設などのインフラにおいても、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進み、安全面を含めた対応が求められる中、財政状況は一層厳しさを増しており、公共施設等の維持及び更新に充当可能な財源の確保が課題となっています。

このように公共施設等の老朽化や財源の確保が大きな課題となる中、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「策定指針」という。)が平成 26 年 4 月 22 日に示されました。この策定指針では、「今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されていることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」とされています。

また、平成 30 年 2 月 27 日には総務省の通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」が示され、総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂(以下「改訂指針」という。)されています。

さらに、平成 30 年 2 月 27 日付け事務連絡、同年 4 月 25 日付け事務連絡などにより、見直しに当たっての留意点等について示されてきたところですが、令和 3 年 1 月 26 日の総務省の通知にて、令和 3 年度までの見直しに際し、記載事項の考え方等について改めて周知されたところであります。

本町においても、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことが必要であり、改訂指針を踏まえて平成 29 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を改訂することで、さらなる財政負担の軽減・平準化や行政サービスの水準の確保に向けた取組みを実現します。

2. 南知多町の概要

南知多町は、愛知県知多半島南部に位置し、半島の先端と沖合に浮かぶ篠島・日間賀島等の島々からなっています。北は美浜町、東は三河湾、南西は伊勢湾に面し、面積は 38.37 km²あります。また、東西に 15.0 km、南北に 12.1 kmの町で、北西部の伊勢湾側には半島最高峰の高峰山 128mがあり、北部に低く南部に高い地形となっています。昭和 36 年 6 月 1 日に当時の内海町、豊浜町、師崎町、篠島村、日間賀島村の 5 か町村の合併により誕生しました。



古くは、天然の入江を利用した良港に恵まれ漁業が発達しました。江戸時代には東西海上交通の要衝の地として海運業も盛んとなり、町内にも多くの船主が千石船を有する程隆盛を極めました。なお、当時の船主屋敷である尾州廻船内海船船主内田佐七家(国指定文化財)を平成 18 年より修復し公開しています。現在においても水産業の生産基盤として漁港の整備を計画的に進め、都市地域への生鮮な魚介類を供給する魚の町・漁業の基地として発展しています。また、農業も昭和 36 年愛知用水の完成以降急速に進展し、土地改良・農地造成事業を進め生産基盤の確立を図り、都市近郊農業地帯となっています。

本地域は三河湾国定公園、南知多県立自然公園に指定された自然環境に恵まれた町であることから、海水浴場や名所・旧跡、文化財、祭りなど豊富な観光資源を有しています。また、新鮮な活け魚料理を味わうことができ、漁業体験やイチゴ狩りなど体験型観光や海釣り、天然温泉が楽しめるなど四季を通じた観光地となっています。

公共施設については、旧内海町、旧豊浜町、旧師崎町、旧篠島村、旧日間賀島村の単位で、町内 5 地区に、公共施設を分類ごとに整備してきたため、同規模の自治体に比べ、多くの公共施設を有しています。インフラについても、漁業の発達にあわせて、港湾・漁港が整備されてきました。



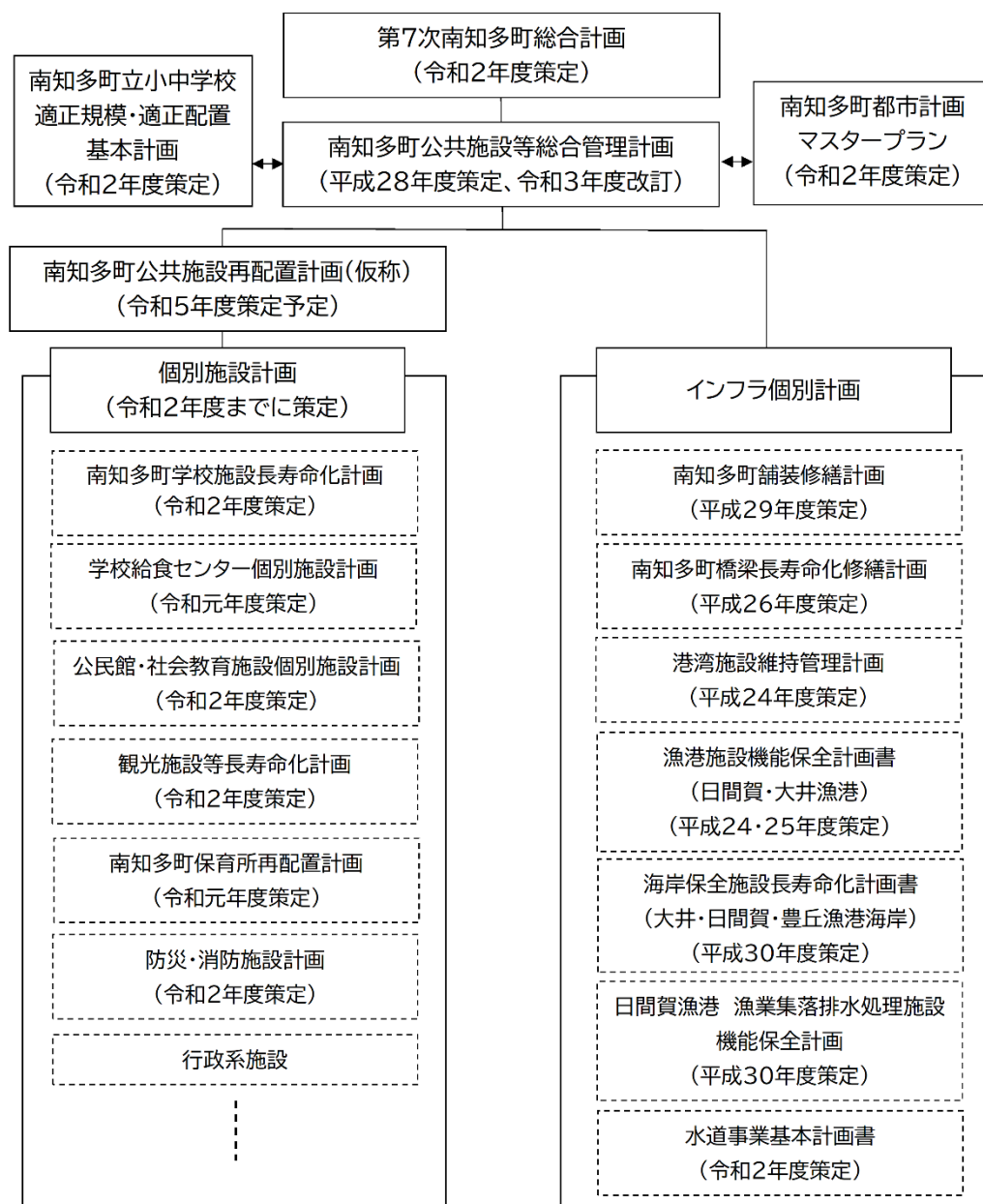
3. 本計画の構成概要

本計画は、長期的な視点に立ち、本町が保有する公共施設等の効率的かつ効果的な管理及び運営と財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、総務省より示された策定指針及び改訂指針等に基づいて作成しています。

前半は、「公共施設等の現況や将来の見通し」として、公共施設の状況(数、延べ床面積等)、財政状況、人口動態などを明らかにします。

後半は、公共施設等における全庁的な課題を明確にするとともに「公共施設等の管理に関する基本的な方針」として、現状や課題、統合・更新・長寿命化等の実施方針、目標などを示します。また、公共建築物やインフラの施設類型ごとについても同様に、現状や課題、基本方針を示します。

4. 公共施設等総合管理計画の位置付け



5. 公共施設の調査対象抽出条件

(1) 公共施設

対象とする公共施設は「固定資産台帳」に名称が記載されている、令和 3 年 3 月末時点の公共施設(町民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設等)とします。

公共施設の延床面積は施設の敷地内にある建物の総延床面積です。建物以外の敷地面積は含めず、例えば公園の場合は、公園内の公衆トイレ、管理棟など建物のみを対象とします。

公共建築物については、施設の延床面積が 50 m²以上のものを集計対象としています(一部 50 m²未満の施設も集計しています)。

なお、本町が構成団体である一部事務組合により管理・運営している消防署、ごみ処理施設、火葬場等は、本計画の対象外とします。

(2) インフラ

対象とする道路、橋りょう等の普通会計¹のインフラは令和 3 年 3 月末時点で「固定資産台帳」に名称が記載されているものを対象とします。

また、将来の施設更新費用の試算集計範囲は以下のとおりです。

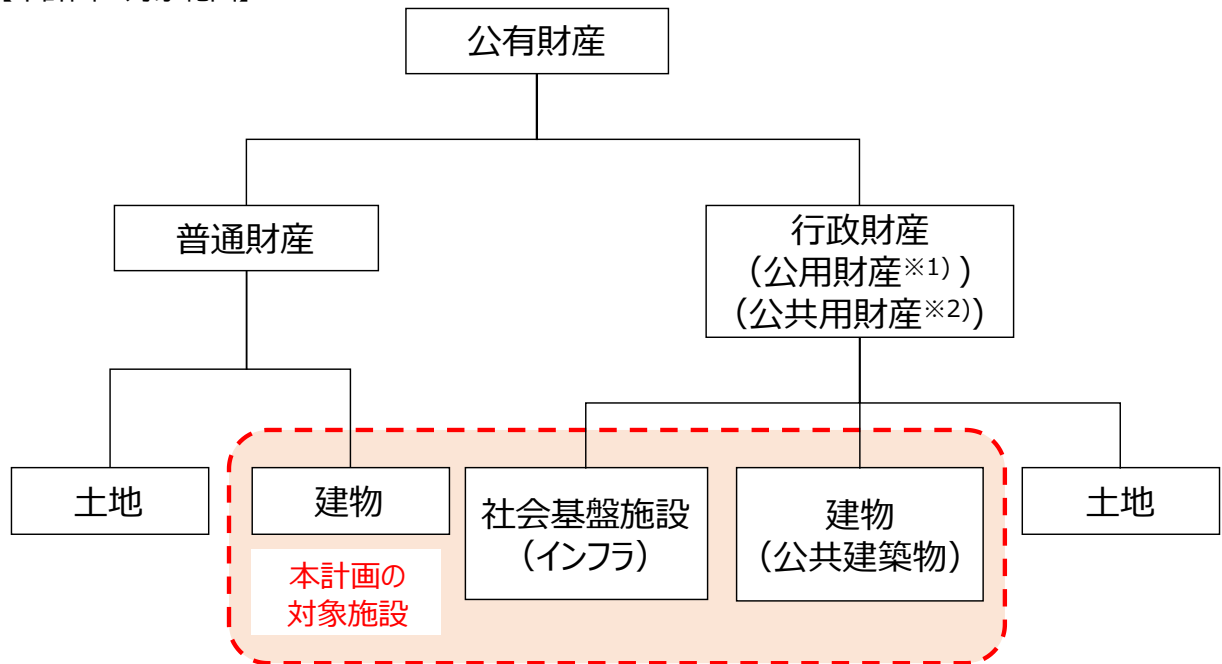
【本計画で扱うインフラ】

対象インフラ		将来更新費用 試算の集計範囲
道路	町道	○
	農道	×
橋りょう		○
ため池		×
上水道	管路	○
漁業集落排水	処理施設	△(機械類は除く)
	管路	×
港湾・漁港 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	○
	係留施設	○
	臨港道路	○
公園・緑地等		×

※1) 本計画で用いる数値については、四捨五入のために合計と内訳が一致しない場合があります。

¹ 普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計(水道事業会計)以外の会計(師崎港駐車場事業特別会計等)を統合して一つの会計としてまとめたものである。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

【本計画の対象範囲】



※1) 公用財産とは、町役場庁舎等、地方公共団体がその事務・事業を執行するために直接使用することを目的としている財産のこと

※2) 公共用財産とは、道路や学校等、町民の一般的な共同利用に供することを目的としている財産のこと

6. 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の保有状況

本町が所有する公共施設等の総量は以下のとおりです。

【南知多町の公共施設等総括表】

施設種別			総量	
公共建築物		89 施設	面積	99,803 m ²
インフラ	道路	町道	実延長	455,512 m
			面積	2,086,023 m ²
		農道	実延長	68,965 m
	橋りょう	231 橋	橋長	1,202 m
			面積	5,419 m ²
	ため池	77 か所	堤長	3,950 m
	上水道	管路	延長	244,342 m
	漁業集落排水	管路	延長	16,497 m
	港湾 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	6,202 m
		係留施設	延長	849 m
		臨港道路	延長	313 m
	漁港 (海岸保全施設を含む)	外郭施設	延長	14,418 m
		係留施設	延長	4,546 m
		臨港道路	延長	6,811 m
	公園・緑地等	都市公園・一般公園・緑地・調整池 31 か所	面積	50,496 m ²

※1) 港湾・漁港の外郭施設には、海岸保全施設を含む

また、令和 3 年 3 月末時点の個別計画の策定状況は以下のとおりです。

【個別計画一覧】

類型種別		名称	策定状況
公共建築物	学校教育施設	南知多町学校施設長寿命化計画 学校給食センター個別施設計画	令和 2 年度 令和元年度
	町民文化系・社会教育系・スポーツ・レクリエーション系施設	公民館・社会教育施設個別施設計画	令和 2 年度
	産業系施設	観光施設等長寿命化計画	令和 2 年度
	子育て支援施設	南知多町保育所再配置計画	令和元年度
	行政系施設	防災・消防施設計画	令和 2 年度
インフラ	道路	南知多町舗装修繕計画	平成 29 年度
	橋りょう	南知多町橋りょう長寿命化修繕計画	平成 26 年度
	港湾	港湾施設維持管理計画	平成 24 年度
	漁港	機能保全計画(日間賀・大井漁港)	平成 24 年度 平成 25 年度
		長寿命化計画書(大井・日間賀・豊丘漁港海岸)	平成 30 年度
	漁業集落排水	日間賀漁港 漁業集落排水処理施設 機能保全計画	平成 30 年度
	上水道	水道事業基本計画	令和 2 年度

(ア) 公共建築物

① 用途別の建物総床面積の内訳及び比率

本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は、99,802.5 ㎡(延床面積が 50 ㎡未満の施設は除く、ただし消防団詰所は含む)となります。

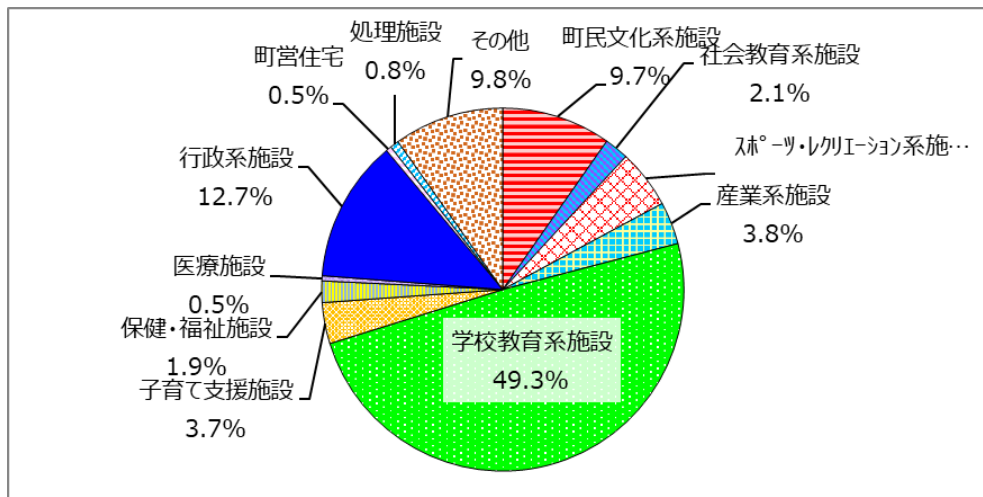
用途分類別の延床面積比率を見ると、校舎や体育館等規模の大きな建築物で構成される学校教育系施設の割合が最も高く、公共建築物全体の 49.3%を占めています。次いで延床面積が多いのは行政系施設で全体の 12.7%です。その他に分類される施設は、南知多町師崎港駐車場、日間賀島浄化センター等があります。

【公共建築物 総括表】

用途分類		延床面積(㎡)		比率(%)	
大分類	中分類				
町民文化系施設	集会施設	9,725.4	9,725.4	9.7	9.7
社会教育系施設	図書館	567.6	2,145.5	0.6	2.1
	博物館	1,577.9		1.6	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,233.3	5,233.3	5.2	5.2
産業系施設	産業系施設	3,770.6	3,770.6	3.8	3.8
学校教育系施設	学校	47,008.1	49,175.3	47.1	49.3
	その他教育施設	2,167.2		2.2	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,651.2	3,651.2	3.7	3.7
	幼児・児童施設	0.0		0.0	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	507.1	1,911.2	0.5	1.9
	保健施設	1,404.2		1.4	
医療施設	医療施設	459.4	459.4	0.5	0.5
行政系施設	庁舎等	3,263.1	12,657.8	3.3	12.7
	防災・消防施設	9,103.5		9.1	
	その他行政系施設	291.4		0.3	
町営住宅	町営住宅	488.4	488.4	0.5	0.5
処理施設	処理施設	776.8	776.8	0.8	0.8
その他	その他	9,807.7	9,807.6	9.8	9.8
合計		99,802.5	99,802.5		

※1) 「その他」は師崎港駐車場、日間賀島浄化センター等

【公共建築物 用途分類別延床面積比率】

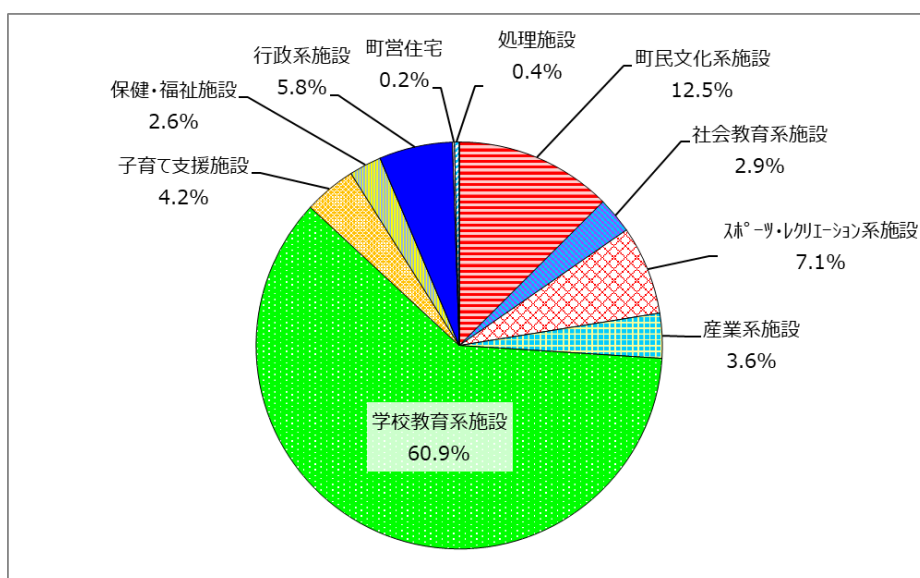


また、30 年以上経過した建物の延床面積は 74,099.7 m²で、総延床面積 99,802.5 m²の約 74%を占めています。その内 60.9%を学校教育系施設、12.5%を町民文化系施設が占め、両者で 73.4%を占めています。

【公共建築物 総括表(30 年以上)】

用途分類		延床面積(m ²)		比率(%)	
大分類	中分類				
町民文化系施設	集会施設	9,272.0	9,272.0	12.5	12.5
社会教育系施設	図書館	537.6	2,129.9	0.7	2.9
	博物館等	1,592.3		2.1	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5,233.4	5,233.4	7.1	7.1
産業系施設	産業系施設	2,637.2	2,637.2	3.6	3.6
学校教育系施設	学校	42,950.0	45,117.2	58.0	60.9
	その他教育施設	2,167.2		2.9	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	3,075.3	3,075.3	4.2	4.2
	幼児・児童施設	0.00		0.0	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	507.1	1,911.2	0.7	2.6
	保健施設	1,404.2		1.9	
医療施設	医療施設	0.0	0.0	0.0	0.0
行政系施設	庁舎等	3,263.1	4,325.4	4.4	5.8
	防災・消防施設	804.2		1.1	
	その他行政系施設	258.2		0.3	
町営住宅	町営住宅	119.2	119.2	0.2	0.2
処理施設	処理施設	278.9	278.9	0.4	0.4
その他	その他	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		74,099.7	74,099.7		

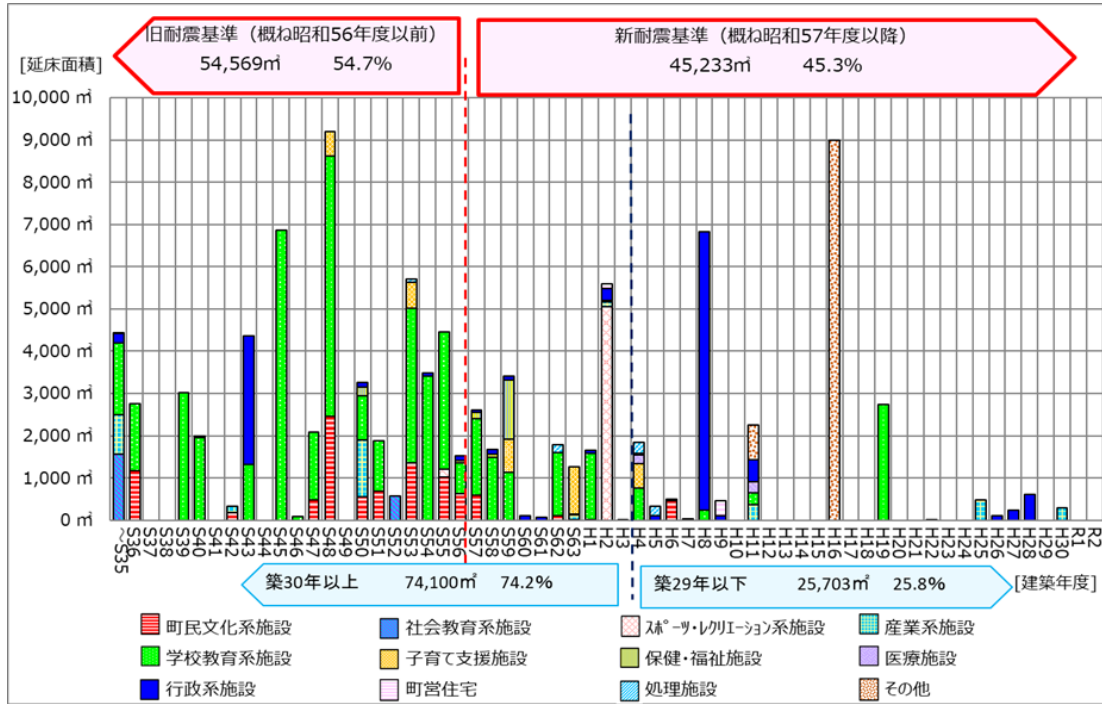
【公共建築物 用途分類別延床面積比率(30 年以上経過したもの)】



② 築年別整備状況

年度別の主な公共施設の整備状況は、昭和の時代に学校教育施設をはじめ町民文化系施設や行政系施設などの多くの施設が整備されていきました。また、近年では、渡船ターミナルや防災施設の整備が進んでいます。

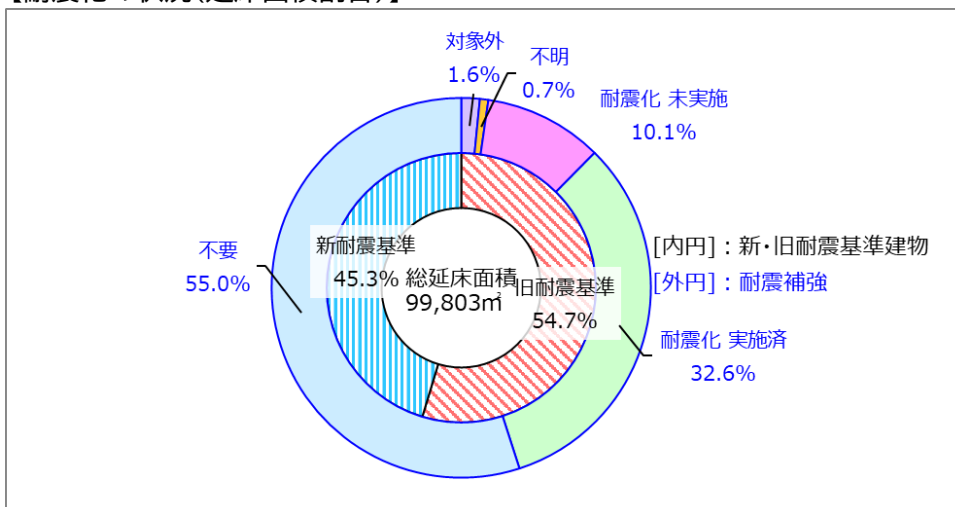
【公共建築物 建築年度別延床面積】



③ 耐震化実施状況

建築年度別では、建築基準法の耐震性能基準が改正された昭和 56 年度以前に建てられた、旧耐震基準の施設は、54,569 m²で全体の 54.7%、新耐震基準の施設は、45,233 m²で全体の 45.3%を占めています。旧耐震基準(昭和 56 年以前)の小学校や中学校の校舎など多くの施設はすでに耐震補強工事が完了していますが、南知多町公民館内海分館、師崎港観光センター等など耐震化未実施の施設が 10,105 m²(10.1%)あります。

【耐震化の状況(延床面積割合)】



※1) 「耐震化 未実施」には廃止、廃止予定、将来にわたる必要性要検討等の施設延床面積を含む。

(イ) 道路

本町の道路(町道)の実延長は 455,512m、総面積は 2,086,023 m²です。

【道路(町道)総量内訳】

		実延長		面積	
道路(町道)		455,512 m		2,086,023 m ²	
内 訳	1 級町道	7,691 m	1.7%	57,037 m ²	2.7%
	2 級町道	19,845 m	4.4%	108,724 m ²	5.2%
	その他町道 (自転車歩行者道は除く)	427,488 m	93.8%	1,918,455 m ²	92.0%
	自転車歩行者道	488 m	0.1%	1,807 m ²	0.1%

道路は、町道のほか、農道、臨港道路が存在します。

農道の実延長は 68,965m です。このうち舗装済みの農道は 58,478 m で、農道全体の 84.8%を占めます。

臨港道路は本計画では、港湾施設及び漁港施設として扱います。

(ウ) 橋りょう

本町が管理する橋りょうは 231 橋あります。橋長の合計は 1,202m、面積の合計は 5,419 m²です。

構造別では鉄筋コンクリート橋(RC 橋)が 199 橋と最も多く、次いでプレストレスト・コンクリート橋(PC 橋)が 21 橋あります。PC 橋と鋼橋は橋数の全体比率に対して面積の比率がやや高く、他の橋りょうと比べて大きい橋となっています。

【橋りょう総量内訳】

		橋りょう		橋長		面積	
橋りょう		231 橋		1,202 m		5,419 m ²	
内 訳	PC 橋	21 橋	9.1%	312 m	25.9%	1,485 m ²	27.4%
	RC 橋	199 橋	86.1%	805 m	67.0%	3,437 m ²	63.4%
	鋼橋	3 橋	1.3%	55 m	4.6%	418 m ²	7.7%
	石橋	3 橋	1.3%	11 m	0.9%	22 m ²	0.4%
	鋼と RC(PC)の混 合橋	5 橋	2.2%	19 m	1.6%	57 m ²	1.1%

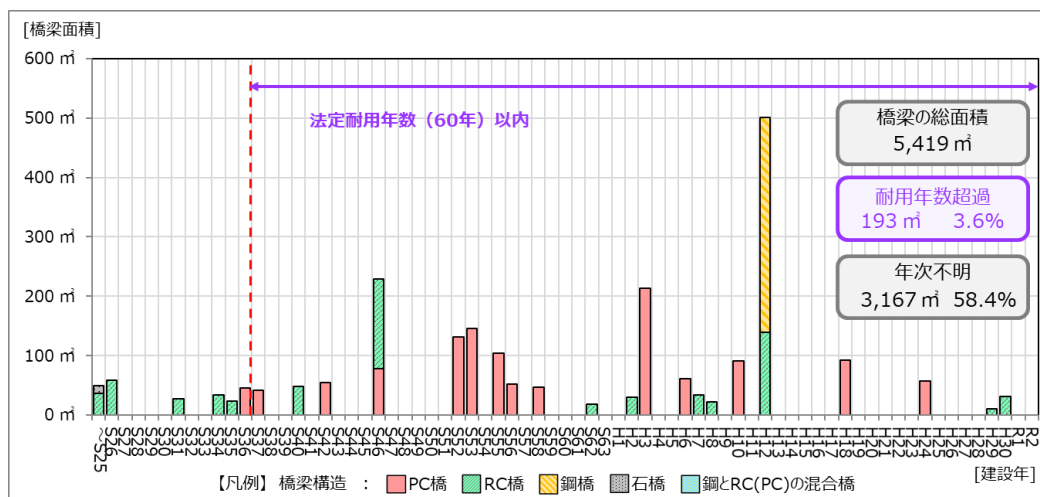
建設年次別の橋りょう整備面積を次頁の図に示します。

平成 30 年まで建設時期が分散しています。なお、建設年次の不明な橋りょうが 195 橋(橋りょう面積は 3,167 m²)存在します。

本町の橋りょうの多くは比較的小さな橋りょうであり、橋長 2m 以上 15m 未満が 222 橋、橋長 15m 以上が 9 橋という内訳になっています。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた法定耐用年数である 60 年を超える橋りょうが、建設年次不明を除いて 10 橋あります。

【建設年次別橋りょう整備面積】



※1) 「石橋」及び「鋼とRC(PC)の混合橋」はすべて年次不明

出典: 道路施設現況調査、南知多町橋りょう年次計画

(工) ため池

本町の管理するため池は 77 か所あり、堤長の合計は 3,950m です。

地区別の内訳は、内海 20 か所、山海 11 か所、豊浜 4 か所、豊丘 16 か所、大井 19 か所、片名 5 か所、師崎 2 か所です。

通常の用水管理については、すべて地元区によって行われています。

(オ) 上水道

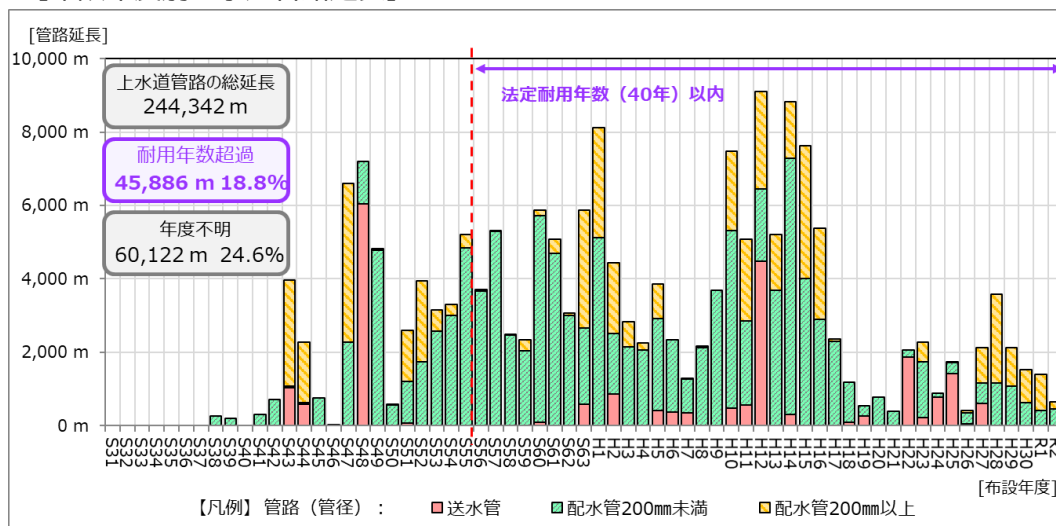
本町の上水道は、南知多町全域のほか、西尾市佐久島も供給範囲としています。

本町が管理している上水道は、愛知県営水道の受水地点から配水池までの送水管、配水池から需要者までの配水管及び給水管及び離島(篠島、日間賀島、佐久島)への送水管です。

管路の総延長は 244,342m、うち年度不明は 60,122m (24.6%)、耐用年数超過は 45,886m (18.8%)です。本町の上水道普及率は 100%、耐震管は平成 16 年度より採用しており、令和 2 年度末時点での耐震管整備率は 13.8%です。

下図で布設年度別に見てみると、耐用年数 40 年を超える水道管が一定量存在します。また、平成 17 年まで、毎年ほぼ 2,000m 以上の水道管が布設替等により整備されています。

【布設年度別上水道管路延長】



(カ) 漁業集落排水

日間賀島では、島内の污水处理施設として、漁業集落排水管路を布設しています。管路の布設は平成 9 年に開始し、現在までに 16,550m の整備を実施しています。島内の漁業集落排水への接続率は 97%を超えています。

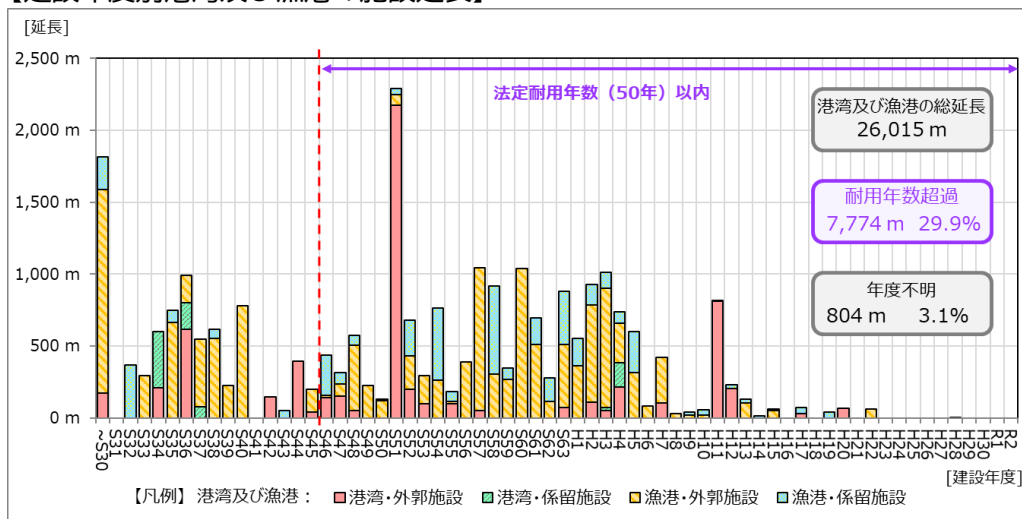
(キ) 港湾・漁港(海岸保全施設を含む)

本町が管理する港湾として、内海港があります。また、本町が管理する漁港として、豊丘漁港、山海漁港、大井漁港、日間賀漁港の 4 港があります。

港湾・漁港施設は、外郭施設、係留施設に大別されます。外郭施設は、港湾・漁港内を波等の影響から防護するための施設で、防波堤、護岸、防砂堤等がこれに当たります。係留施設は船舶が停泊するための施設で、岸壁、船揚場、物揚場、岸壁等がこれに当たります。この他に、港湾・漁港施設としては、臨港交通施設(臨港道路)等があります。臨港道路の長さは、7,125m です。

港湾・漁港施設について、外郭施設、係留施設ごとの、建設年度別施設延長を下図に示します。港湾・漁港施設の耐用年数は 50 年ですが、耐用年数を既に迎えている、昭和 45 年以前に建設された施設が多数存在します。

【建設年度別港湾及び漁港の施設延長】



※臨港道路は対象外

(ク) 公園・緑地等

本町には、都市公園が 12 か所、一般公園が 6 か所存在します。また、緑地等が 13 か所存在します。

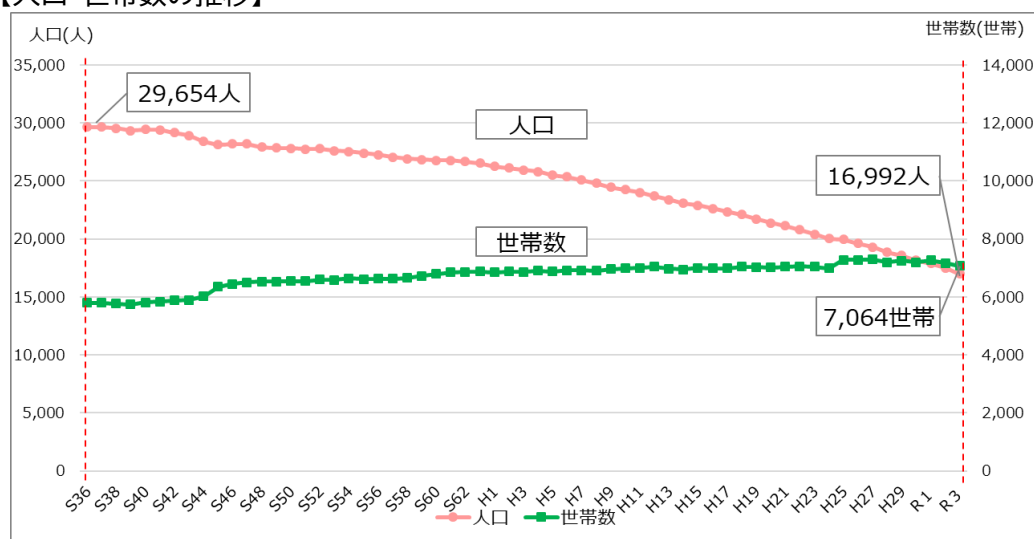
(2) 南知多町の人口

(ア) 人口の推移

本町は、昭和 36 年 6 月 1 日に、知多半島南部の内海町、豊浜町及び師崎町並びに三河湾の篠島村及び日間賀島村の 5 か町村が合併して誕生しました。

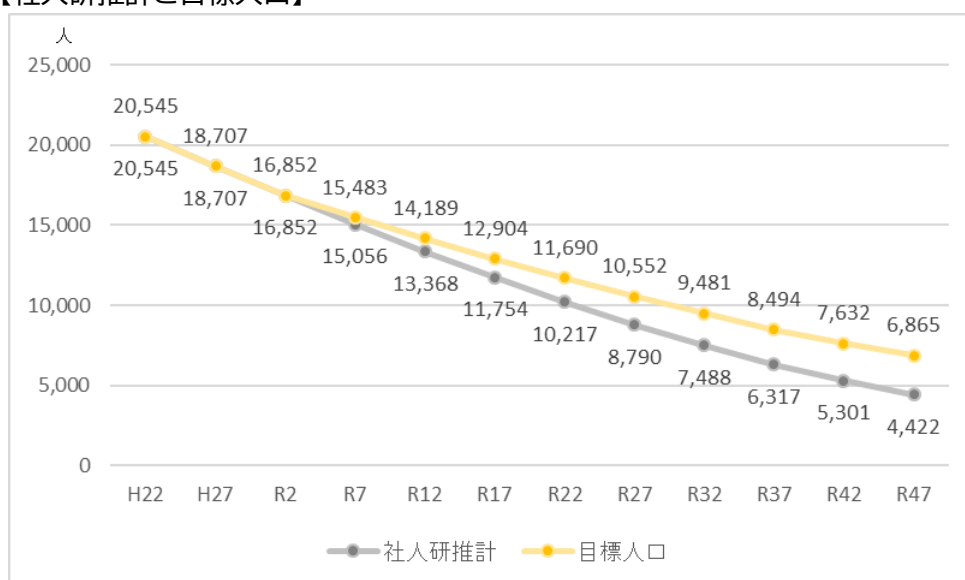
合併当時から現在までの町民基本台帳に基づく人口及び世帯数の推移を下图に示します。令和 3 年現在、人口は 16,992 人、世帯数は 7,064 世帯、1 世帯当たり 2.41 人です。本町の人口は合併時の昭和 36 年の 29,654 人を最大に、現在に至るまで減少しています。

【人口・世帯数の推移】



出典：町民基本台帳(昭和 36 年～令和 3 年)

【社人研推計と目標人口】



出典：第 7 次南知多町総合計画

社人研：国立社会保障・人口問題研究所

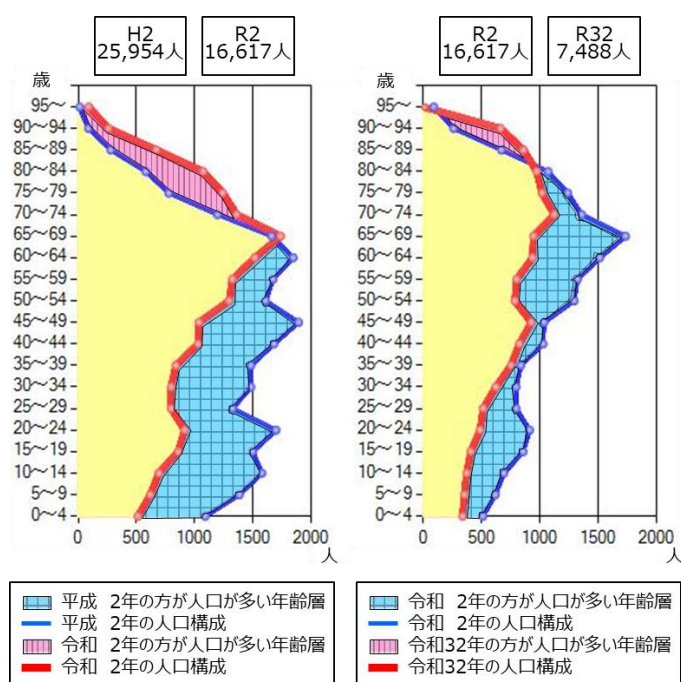
(イ) 年齢 5 歳階級別人口の推移と将来推計

令和 2 年と、その前後 30 年の年齢 5 歳階級別人口動向を下图に示します。平成 2 年と令和 2 年の人口は、国勢調査の結果を用いています。令和 32 年の人口は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計人口を用いています。

令和 2 年を基準として、30 年前の平成 2 年と比べ、64 歳以下の人口が減少しています。特に、14 歳以下の人口は、30 年間で約半数に減少しています。一方で、65 歳以上の人口は増加しています。特に、80 歳以上ではすべての年代区分において 30 年間で 2.0 倍以上増加しています。

令和 2 年から 30 年後の令和 32 年には、人口は 16,621 人から 7,488 人へと 45.1%まで減少し、年代別人口は、89 歳以下のすべての年代区分において減少すると推計されています。特に、54 歳以下の人口減少が著しいと予想されています。

【人口・世帯数の推移】



	H2 (1990)	R2 (2020)	比較
人口	25,954人	16,617人	-36.0%
人口比率			
老年 (65歳以上)	14.9%	39.0%	24.1%
生産年齢 (15~64歳)	67.0%	52.1%	-14.9%
年少 (15歳未満)	18.1%	8.9%	-9.2%

	R2 (2020)	R32 (2050)	比較
人口	16,617人	7,488人	-54.9%
人口比率			
老年 (65歳以上)	39.0%	52.7%	13.7%
生産年齢 (15~64歳)	52.1%	40.6%	-11.5%
年少 (15歳未満)	8.9%	6.8%	-2.1%

出典:国勢調査(平成 2 年・令和 2 年)

出典:国立社会保障・人口問題研究所(社人研)(令和 32 年)

(ウ) 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

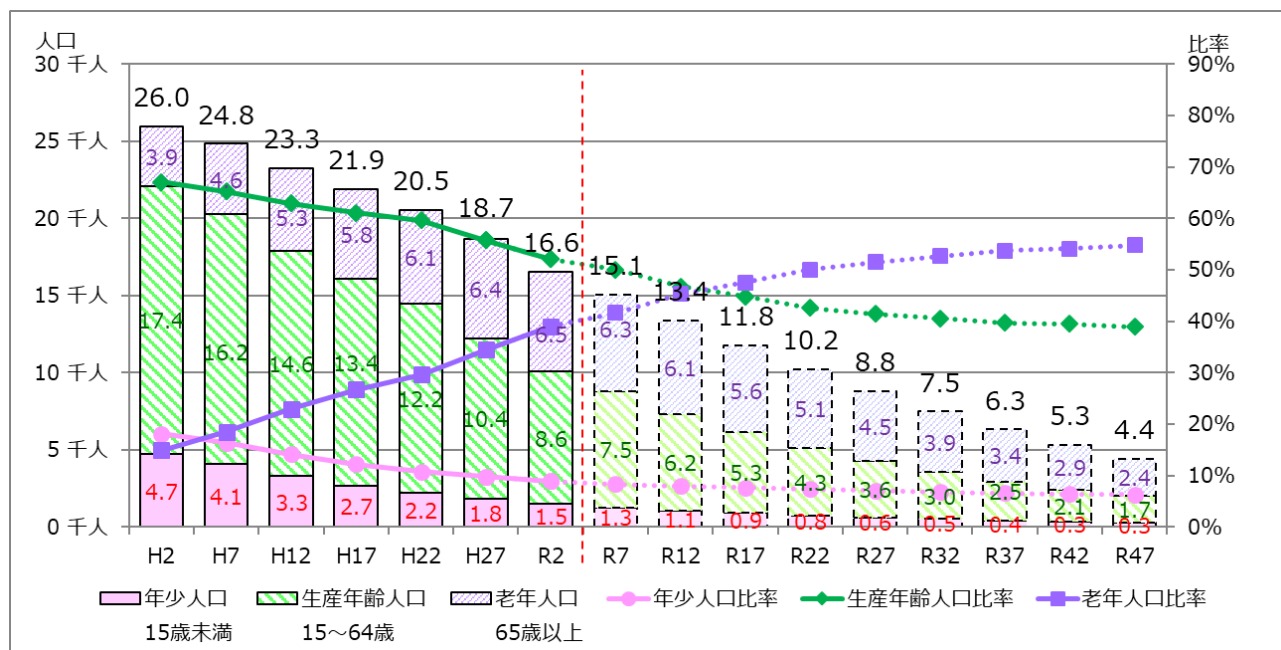
人口を年齢別に 15 歳未満の年少人口、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口の 3 つに区分して、その推移と将来推計について社人研準拠推計を下図に示します。

平成 2 年は既に少子高齢化が進んでおり、年齢区分別の人口比率では年少人口が 18.1%、生産年齢人口が 67.0%、老年人口が 14.9%となっていました。

その後、少子高齢化が更に進行し、令和 2 年には年少人口が 8.9%、老年人口が 39.0%と高齢者の比率が上がり、町の活力の中心となる生産年齢人口も減少し続けています。

今後も少子高齢化が一段と進み、令和 32 年には 15 歳未満の年少人口は 6.8%、65 歳以上の老年人口は 52.7%を占めると予想されています。

【年齢 3 区分別人口の推移と将来推計】



出典:国勢調査(平成 2 年・令和 2 年)

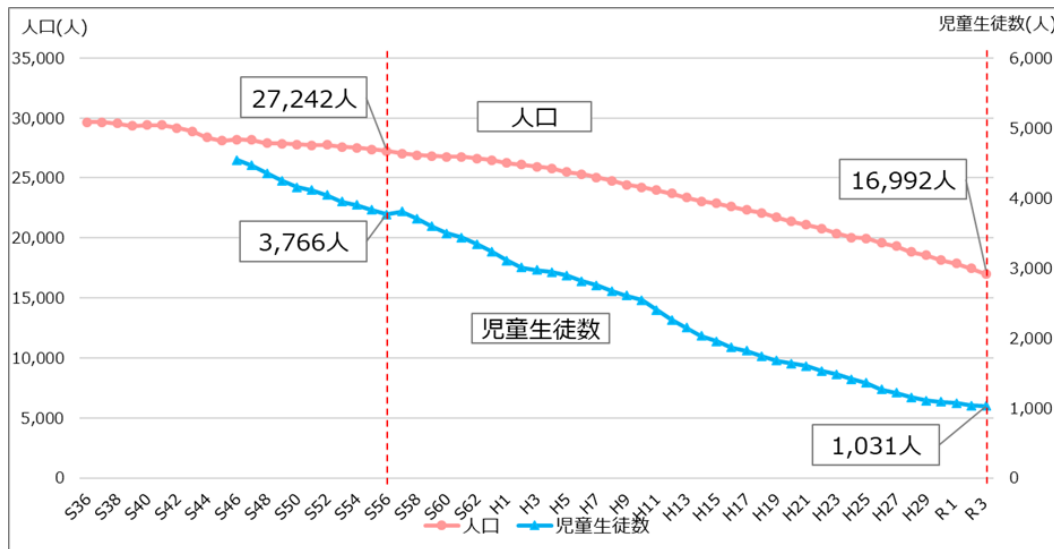
		国勢調査							国立社会保障・人口問題研究所								
		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47
人口比率	老年 (65歳以上)	14.9%	18.5%	23.0%	26.7%	29.6%	34.5%	39.0%	41.6%	45.3%	47.5%	50.1%	51.5%	52.7%	53.7%	54.1%	54.8%
	生産年齢 (15~64歳)	67.0%	65.2%	62.9%	61.1%	59.6%	55.8%	52.1%	50.0%	46.7%	44.9%	42.6%	41.4%	40.6%	39.7%	39.5%	38.9%
	年少 (15歳未満)	18.1%	16.3%	14.1%	12.2%	10.7%	9.8%	8.9%	8.4%	7.9%	7.6%	7.4%	7.1%	6.8%	6.6%	6.4%	6.3%
人口(人)	老年 (65歳以上)	3,859	4,589	5,339	5,844	6,081	6,438	6,451	6,268	6,057	5,586	5,114	4,527	3,943	3,394	2,868	2,422
	生産年齢 (15~64歳)	17,399	16,201	14,628	13,388	12,244	10,412	8,614	7,528	6,249	5,272	4,348	3,639	3,038	2,507	2,093	1,719
	年少 (15歳未満)	4,696	4,056	3,283	2,677	2,203	1,823	1,471	1,260	1,062	896	755	624	507	416	340	280
	年齢不詳	0	0	0	0	21	34	81									
総数		25,954	24,846	23,250	21,909	20,549	18,707	16,617	15,056	13,368	11,754	10,217	8,790	7,488	6,317	5,301	4,421

(工) 小中学校の児童生徒数の推移

本町の小中学校の児童生徒数の推移を下図に示します。

児童生徒数が 4,539 人であった昭和 46 年以降、現在に至るまで減少しています。令和 3 年現在、1,031 人であり、40 年前に当たる昭和 56 年の 3,766 人の 27.4%です。

【人口・小中学校の児童生徒数の推移】



出典：人口：町民基本台帳(昭和 36 年～令和 3 年)

出典：小中学校の児童生徒数：学校基本調査(昭和 46 年～令和 3 年)

(3) 公共施設等に関するこれまでの経過

(ア) 過去に行った対策の実績

総合管理計画策定後(平成 28 年度)、本町における主な公共施設の整備・改修・除却等は次のとおりです。

① 新築等整備

篠島防災センター(平成 28 年度)、内海防災センター(平成 28 年度)を新設、師崎避難所(平成 29 年度)及び豊浜防災センター(令和元年度)は売買により取得しました。

また、日間賀島渡船ターミナル(平成 30 年度)を新設しました。学校給食センター(令和 3 年度)は供用開始します。

② 既存施設の改修等

保健センター昇降機修繕(平成 29 年度)、教職員住宅改修(平成 29・30 年)、かるも保育所改修(平成 30 年度)、総合体育館電動式移動観覧席修繕、空調整備(平成 30 年度)、内海保育所増築及び改修工事(令和 2 年度)、総合体育館吊天井耐震化等(令和 2 年度)を実施し、長寿命化等の対策を行っています。

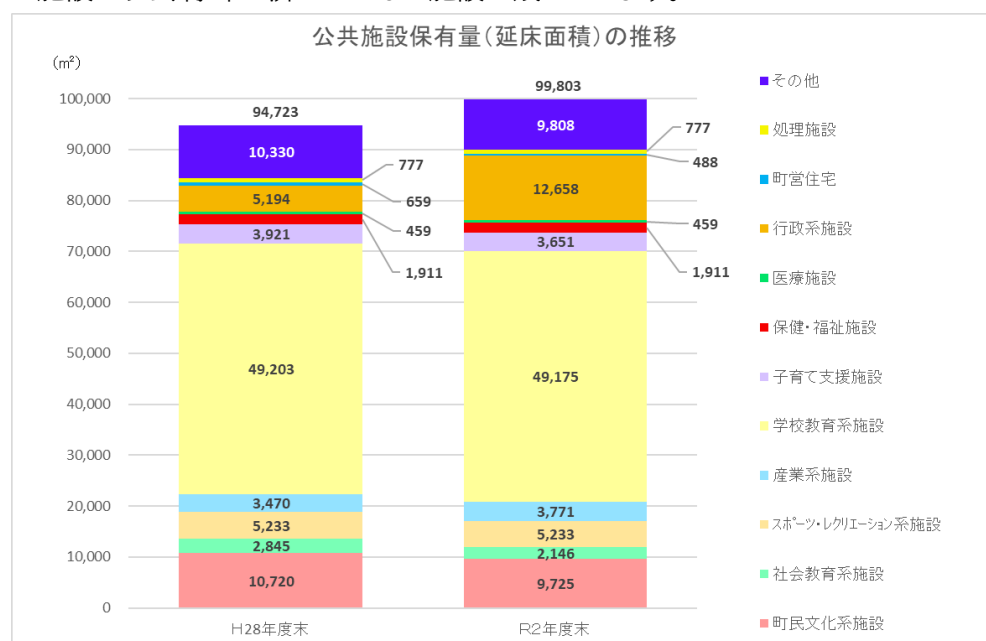
また、師崎観光センター周辺整備調査事業(令和 2 年度)を実施し、民間の資金と経営能力・ノウハウ等を活用する PFI 事業による整備の検討を進めています。

③ 廃止施設の除却等

廃止施設は、総合的に優先度を判断し、計画的に解体を進めています。南知多町郷土資料館解体(平成 30 年度)、旧日間賀共同調理場解体(平成 30 年度)、旧片名保育所解体(平成 30 年度)、豊丘むくろじ会館特別校舎等解体(令和元年度)、旧子育て支援センター解体(令和元年度)、町営住宅解体(令和 2 年度)を実施しました。

(イ) 年度別公共施設保有量(延床面積)の推移

総合管理計画策定後、公共施設等の施設数は減少したものの、総量は増加しています。また、廃止施設のうち、除却が済んでいない施設が残っています。



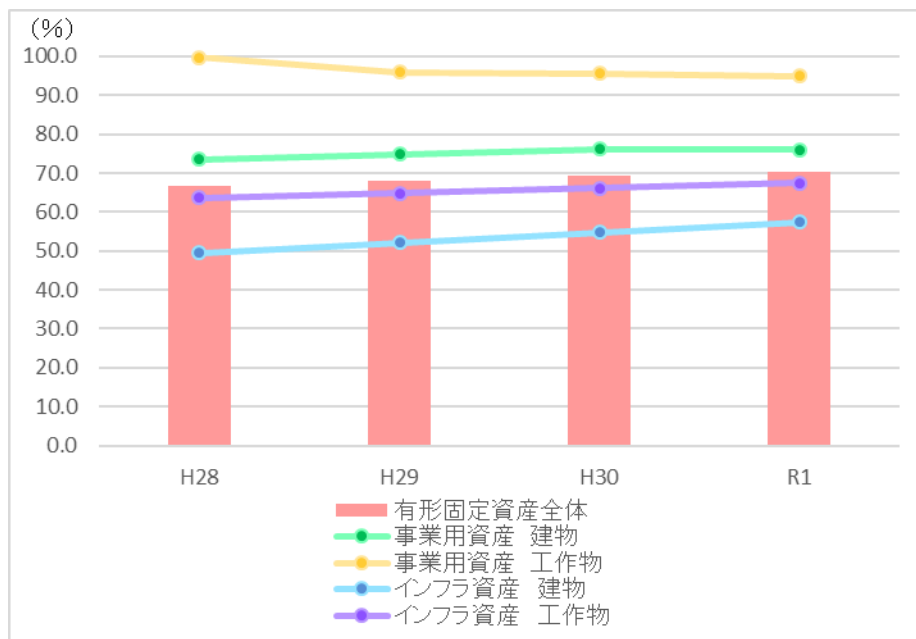
(ウ) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産²のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

① 普通会計

普通会計の有形固定資産減価償却率は、令和元年度に有形固定資産全体が 70.2%で平成 28 年度から増加傾向です。このうち、事業用資産の建物が令和元年度に 76.0%、事業用資産の工作物が 94.9%で償却率が大きく、毎年度増加傾向にあり着実に老朽化が進んでいます。

【有形固定資産減価償却率の推移：普通会計】



区分	H28	H29	H30	R1
有形固定資産全体	66.8	68.0	69.4	70.2
事業用資産 建物	73.6	74.9	76.1	76.0
事業用資産 工作物	99.7	95.9	95.6	94.9
インフラ資産 建物	49.5	52.1	54.8	57.4
インフラ資産 工作物	63.6	64.9	66.2	67.5

出所：南知多町貸借対照表より作成

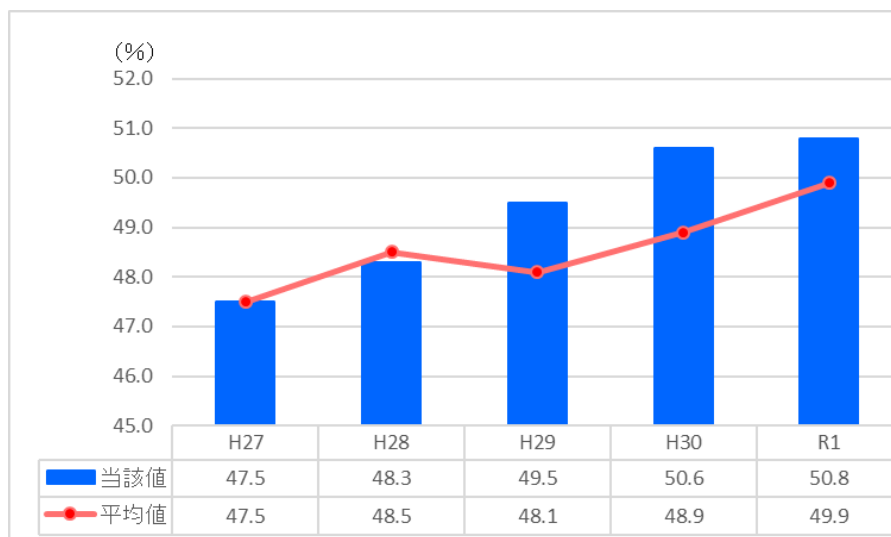
² 長期にわたって使用するために所有している有形の資産。土地、建物、車両、機器装置、備品など

② 公営事業会計(水道事業会計)

水道事業の有形固定資産減価償却率は、令和元年度に 50.8%で、類似団体平均 49.9%と比べても高くなっており、毎年度償却率が上昇し、老朽化が進んでいる状況です。

有形固定資産、管路ともに老朽化が進んでいることから、令和 2 年度に策定した「南知多町水道事業基本計画」に基づき更新を進めていきます。

【有形固定資産減価償却率の推移:水道事業会計】



出所:総務省 経営比較分析表(令和元年度)

(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費及び財源の見込み等

本町の財政について、平成 23 年度から令和 2 年度までの普通会計決算で歳入と歳出の推移を見るとともに、公共施設等の更新や維持管理にかかる費用を試算します。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と比べ歳入・歳出ともに大きく増加しているため、令和元年度を基準としています。

(ア) 財政の状況

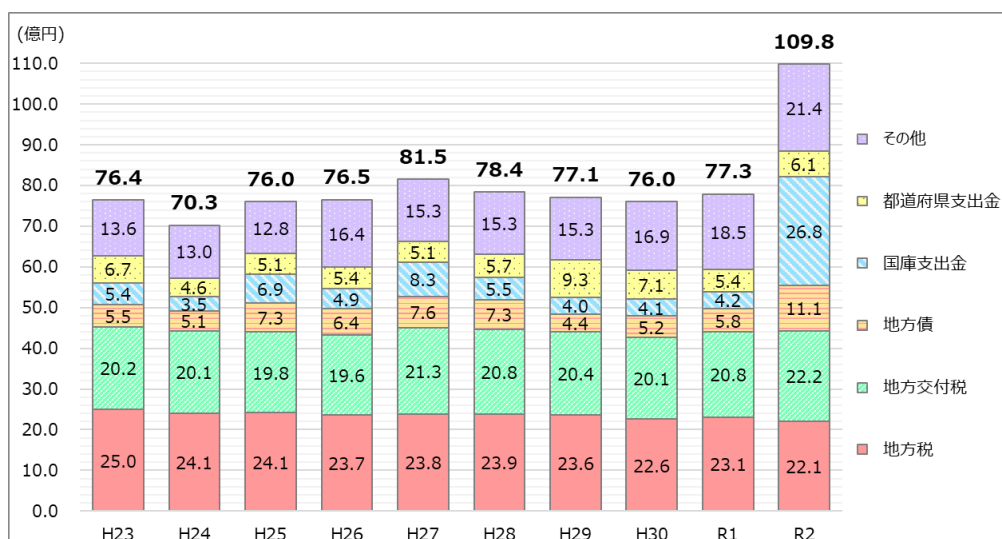
① 歳入の推移

歳入はおおむね 70 億円前後で推移しています。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、約 20 億円国庫支出金等が増加していますが、平成 27 年度から令和元年度までは減少傾向となっています。

令和元年度の歳入では、地方税は 23.1 億円(全体の 29.9%)、地方交付税³は 20.8 億円(全体の 26.9%)です。

【歳入の推移】



出典：総務省 市町村別決算状況調(平成 23 年度～令和 2 年度)

³ 地方交付税は、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税などのそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。

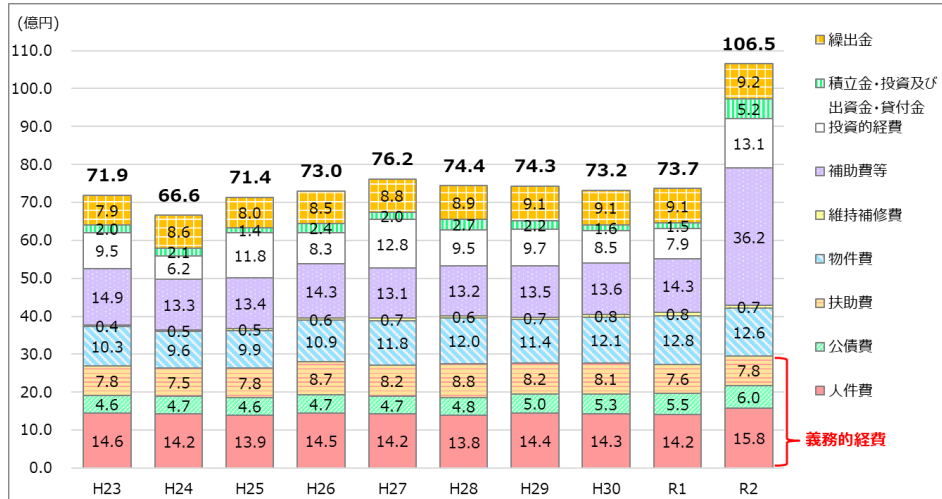
② 歳出の推移

歳出はおおむね 70 億円前後で推移していますが、物件費⁴が増加傾向です。

歳入と同じく令和 2 度は新型コロナウイルス感染症の影響により、補助費等⁵が約 20 億円増加していますが、平成 27 年度から令和元年度までは減少傾向となっています。

令和元年度の歳出では扶助費⁶が歳出全体の 10.3%となる 7.6 億円となっており、社会保障制度は充実したものの、人口減少に伴い、この数年間では減少傾向にあります。

【歳出の推移】

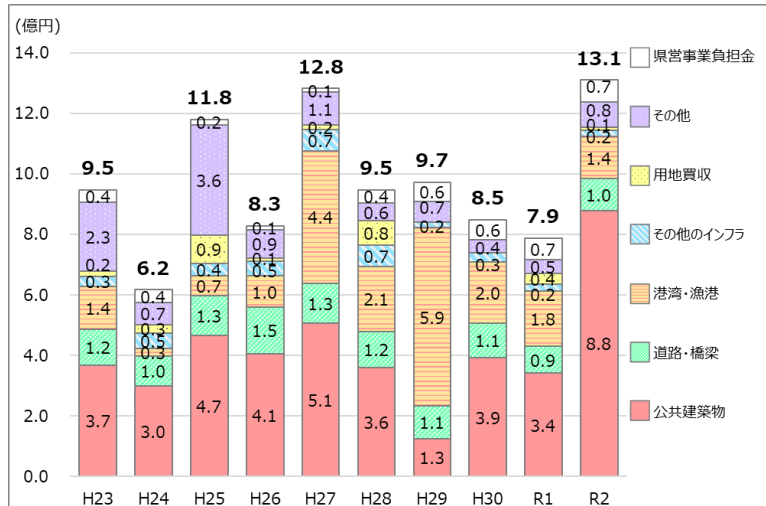


出典：総務省 市町村別決算状況調(平成 23 年度～令和 2 年度)

③ 投資的経費の推移

令和元年度の投資的経費⁷は全体の 10.7%となる 7.9 億円です。この投資的経費のうち、公共建築物に係る割合が多くを占めており、投資的経費全体の 43%です。

【投資的経費の推移】



※「災害復旧事業費」は「その他」に含む

出典：南知多町 投資的事業一覧(平成 23 年度～令和 2 年度)

⁴ 物件費とは、地方公共団体が業務を遂行する際に支出する消費的経費のうち、比較的性質のはっきりした人件費、維持補修費、扶助費、更には補助費等以外の様々な経費の総称です。

⁵ 補助費とは町から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される経費のことです。

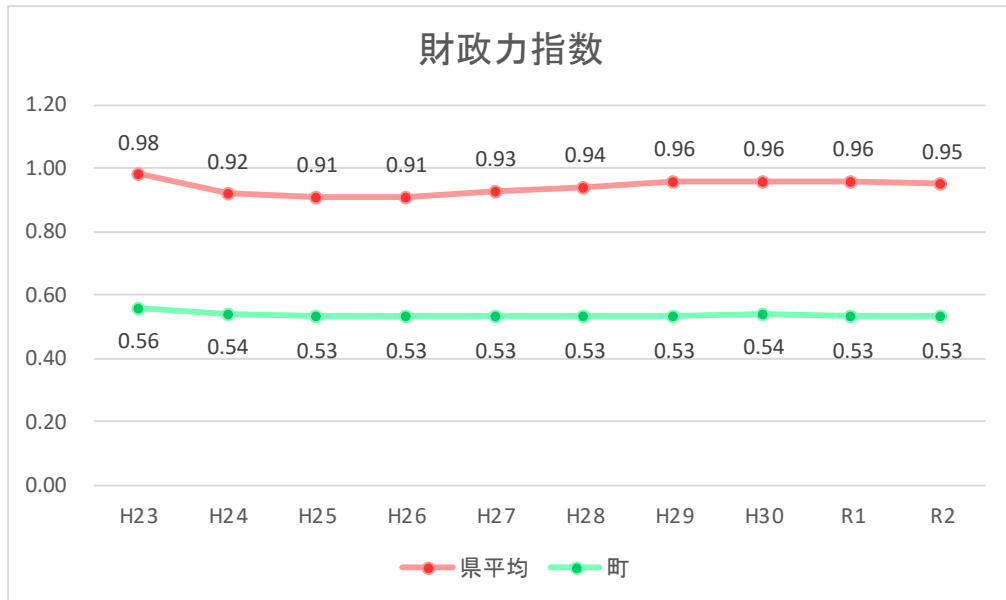
⁶ 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費のことです。

⁷ 投資的経費とは、道路、小中学校、保育所など、固定的な資本の形成に向けられる経費のことです。

④ 財政力指数の推移

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

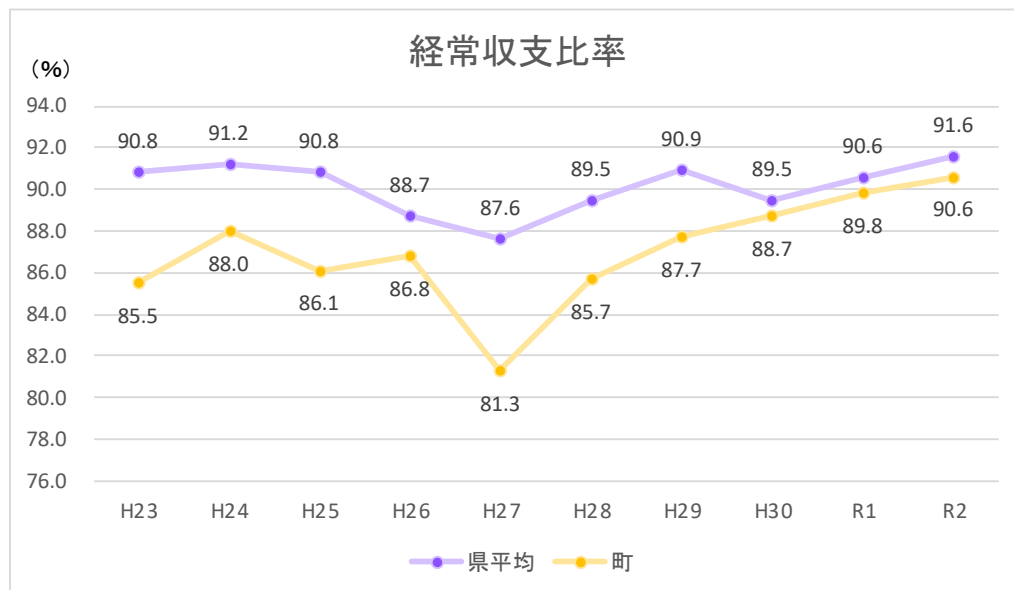
本町は、平成 23 年度から令和 2 年度まで概ね 0.5 を横ばいで推移しており、県平均より大幅に低い状況です。



⑤ 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合です。この指標が高いほど、財政が硬直化しているといえます。

本町は、令和 2 年度に 90.6 で愛知県平均よりは低い状況ですが、平成 27 年度以降は上昇傾向です。

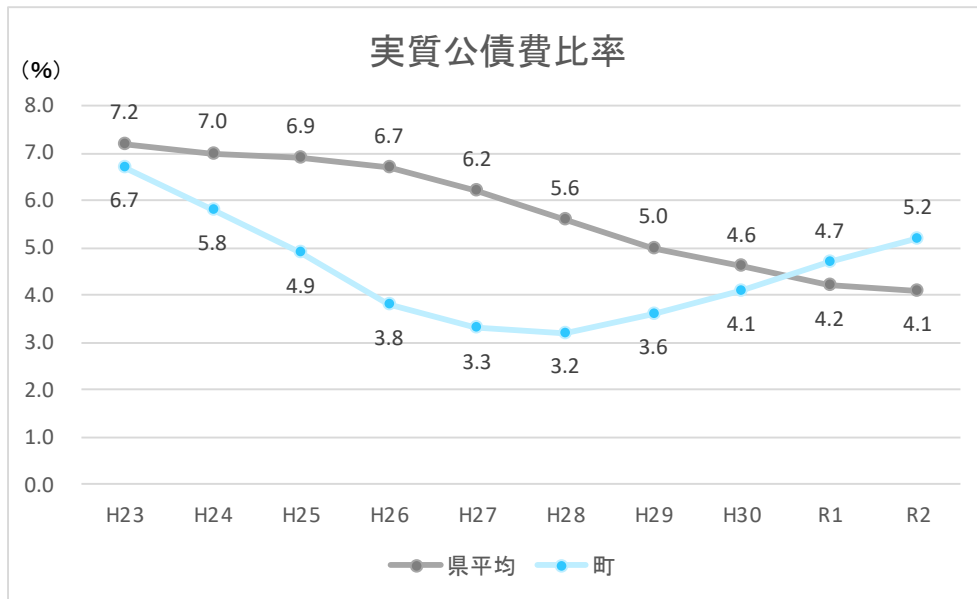


⑥ 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のことです。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%(いずれも市町村・都道府県ともに)となっています。

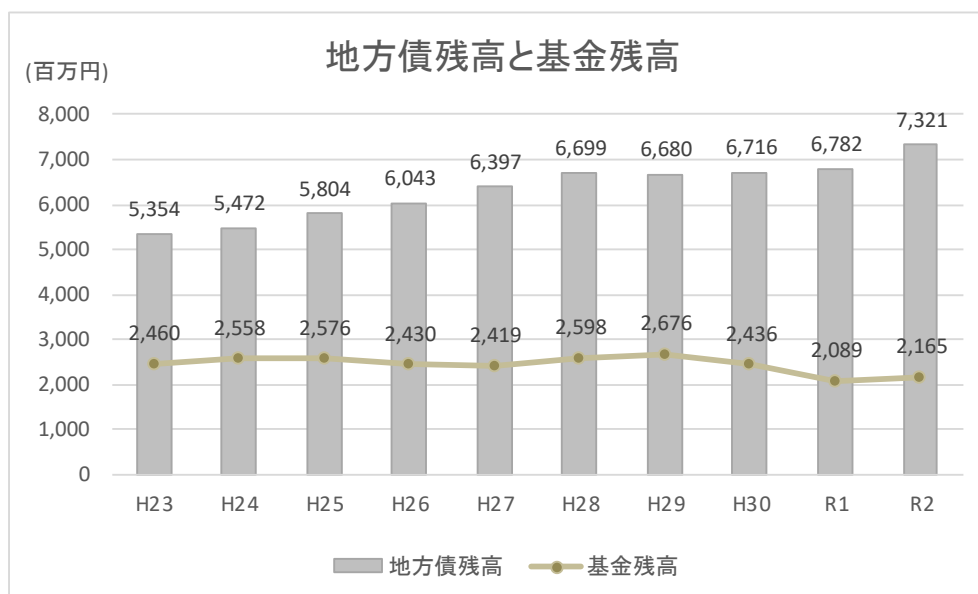
本町は、令和元年度以降、県平均を上回っており、上昇傾向です。



⑦ 地方債残高と基金残高の推移

本町の地方債残高は令和 2 年度に約 73 億円であり、増加傾向です。

積立金残高は、令和 2 年度に約 21 億円であり、平成 29 年度以降、減少傾向です。



(イ) 更新費用の推計(普通会計)

① 建物施設の更新費用の推計結果

公共建築物は、建築年度から 30 年後に大規模改修を行い、60 年後に建替えを行うものとします。既に改修又は建替えの時期を過ぎているものは、今後 10 年間で等分に分割して実施することとし、50 年以上経過している公共建築物は建替え時期が近いため、大規模改修は実施しないものとします。更新費用は、用途分類の大分類ごとに、下図で示す床面積当たりの単価を用います。

【公共建築物の更新費用単価】

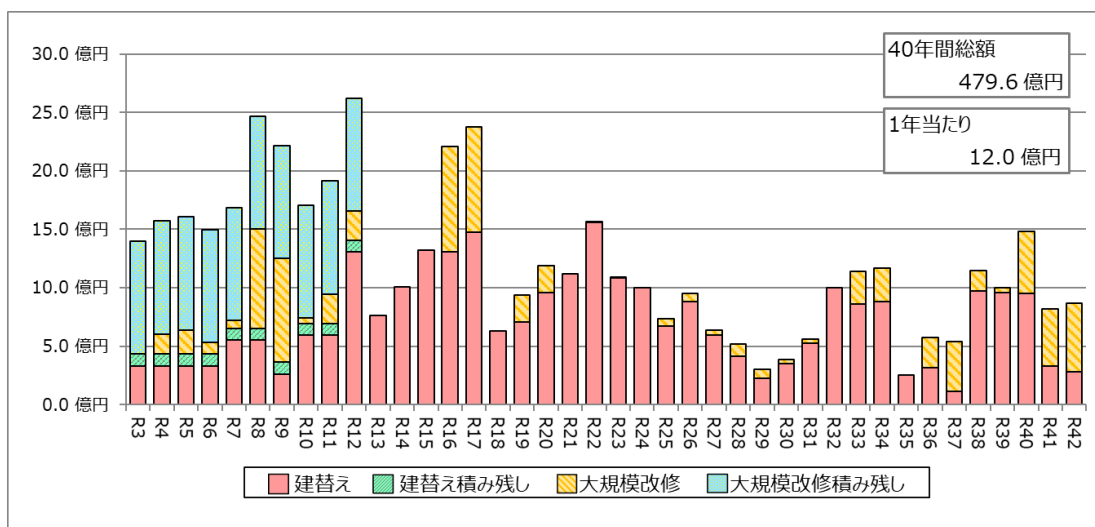
用途分類（大分類）	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
町営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

更新費用の推計結果から、本町の公共建築物の大規模改修及び建替えに必要な費用は、今後 40 年間の総額で 479.6 億円となります。1 年当たり 12.0 億円となります。

令和 12 年度までに、多くの建築物で大規模改修が必要となり、令和 3 年度～令和 12 年度の全ての年で、10 億円以上が必要となります。

また、令和 3 年度以降、既存公共建築物の建替えが必要となり、令和 12 年度以降、その量は増大します。大規模改修及び建替えのピークとなる令和 8 年度、令和 9 年度、令和 12 年度、令和 16 年度、令和 17 年度には、年間 20 億円以上が必要となります。

【公共建築物の更新費用試算】



② インフラの維持管理・更新等費用の推計結果

道路や橋りょうの維持管理・更新費用は 40 年間で約 278.4 億円(6.9 億円／年)です。維持管理・更新費用は、各インフラの長寿命化計画における試算ですが、道路は総務省の公共施設更新費用試算ソフトによる試算結果を利用しています。

i 道路の更新費用

道路の更新費用は、町道の舗装の打替え費用とします。

耐用年数を 15 年と設定し、15 年間ですべての道路の舗装打替えを均等に行うものとします。

更新単価は、道路面積当たりの単価を設定しています。

【道路(農道を除く)の更新費用単価】

種別	更新単価
1 級町道	4,700 円/㎡
2 級町道	4,700 円/㎡
その他町道	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

更新費用試算の結果、道路の更新費用は今後 40 年間の総額が 261.6 億円であり、1 年当たりの金額は 6.5 億円です。

ii 橋りょうの更新費用

橋りょうの耐用年数を 60 年と設定し、建設後 60 年を経過した年に架け替えるものとします。

架設年次が不明な橋りょうは、昭和 26 年度から令和 2 年度の 70 年間で均等に建設されたものと仮定し、70 分の 1 ずつ更新するものとします。

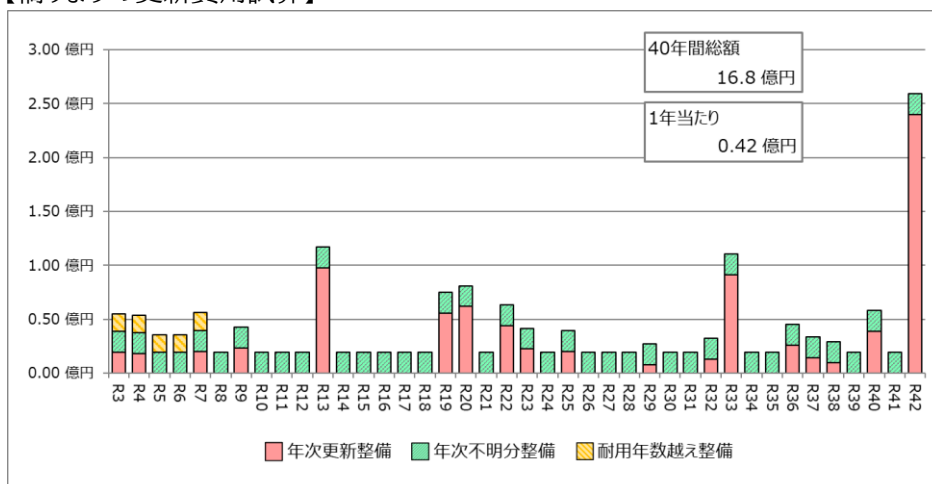
更新単価は、構造別に橋りょう面積当たりの単価を設定しています。

【橋りょうの更新費用単価】

構造	更新単価
PC 橋	425 千円/㎡
RC 橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡
石橋	425 千円/㎡
鋼と RC(PC)の混合橋	500 千円/㎡

下図で示すように、橋りょうの更新費用は今後 40 年間の総額が 16.8 億円であり、1 年当たりの金額は 0.42 億円です。令和 13 年度以降、6～11 年おきに年 0.6 億円以上必要となる年があります。

【橋りょうの更新費用試算】



iii 港湾及び漁港(海岸保全施設を含む)の更新費用

港湾及び漁港は、平成元年度以降の投資的費用の実績に基づき、独自に算出しています。更新費用算出に用いる単価を下表に示します。

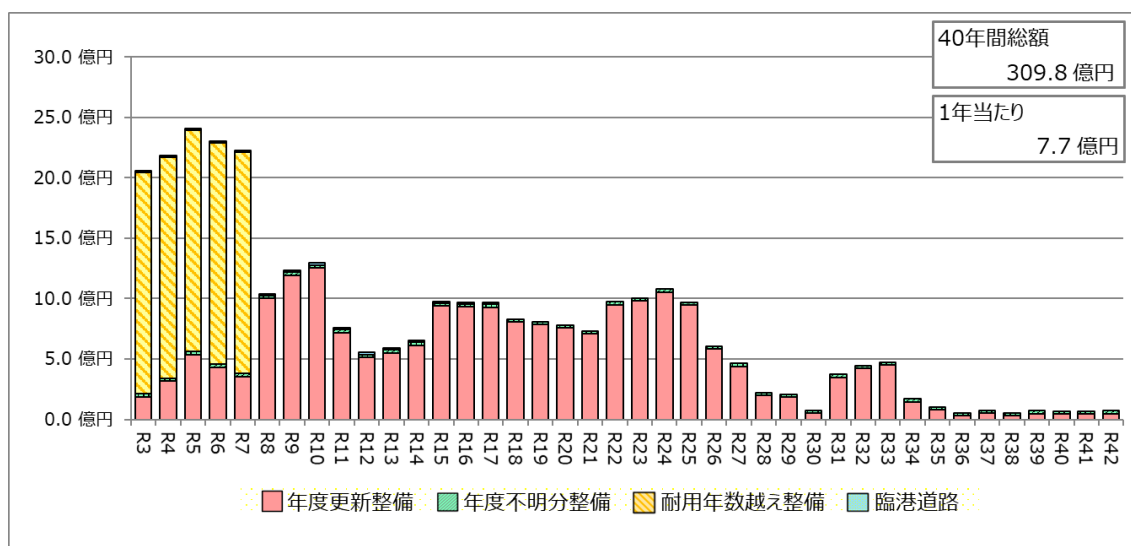
【港湾・漁港施設の更新単価】

施設分類	更新単価
外郭施設	1,130 千円/m
係留施設	1,390 千円/m
臨港道路	32.9 千円/m

港湾及び漁港の耐用年数を 50 年と設定し、建設後 50 年を経過した年に 3 年に渡って更新するものとします。すでに更新時期の過ぎているものは、今後 5 年間で等分に分割して実施することとし、建設年度が不明な港湾・漁港施設は、昭和 56 年度から令和 2 年度の 40 年間で均等に設置されたものと仮定し、40 分の 1 ずつ更新するものとします。また、臨港道路は、幅員が 7.0m であるものと仮定し、15 年間ですべての道路の舗装打替えを均等に行うものとします。

港湾及び漁港の更新費用は、40 年間で総額 309.8 億円必要となります。1 年当たりの費用は 7.7 億円となります。この中には、臨港道路の更新費用として、1 年当たり 1,563 万円の費用が含まれます。耐用年数が更新時期を迎えているにも関わらず、未更新の施設が多数存在するため、令和 3 年度から令和 7 年度に施設の更新時期のピークを迎えます(下図参照)。

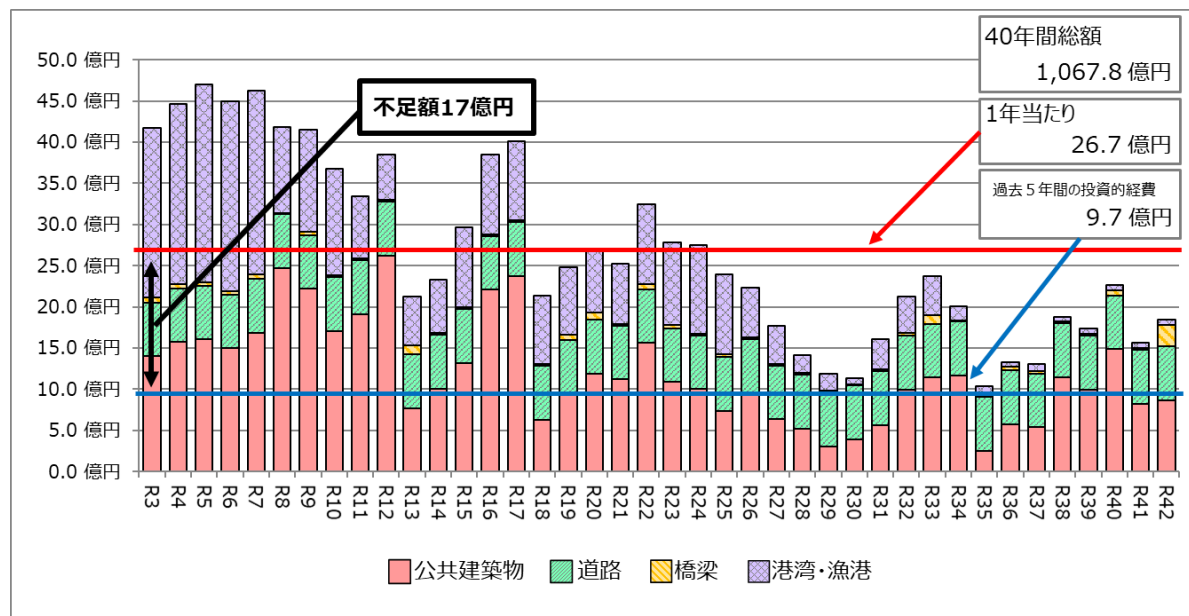
【港湾及び漁港の更新費用試算】



③ 公共施設およびインフラの維持管理・更新等費用の不足額

普通会計の過去5年間の投資的経費及び維持補修費は、平均9.7億円／年です。普通会計の公共施設とインフラの令和3年度からの40年間の維持補修・更新等費用は26.7億円／年であることから、毎年度17億円不足します。

【公共施設等全体の更新費用試算】



(ウ) 更新費用の推計(水道事業会計)

① インフラの維持管理・更新等費用の推計結果

上水道の管路は耐用年数を40年と設定し、布設後40年で交換するものとします。

布設年度が不明な管路は、昭和36年度から令和2年度の60年間で均等に布設されたものと仮定し、60分の1ずつ更新するものとします。

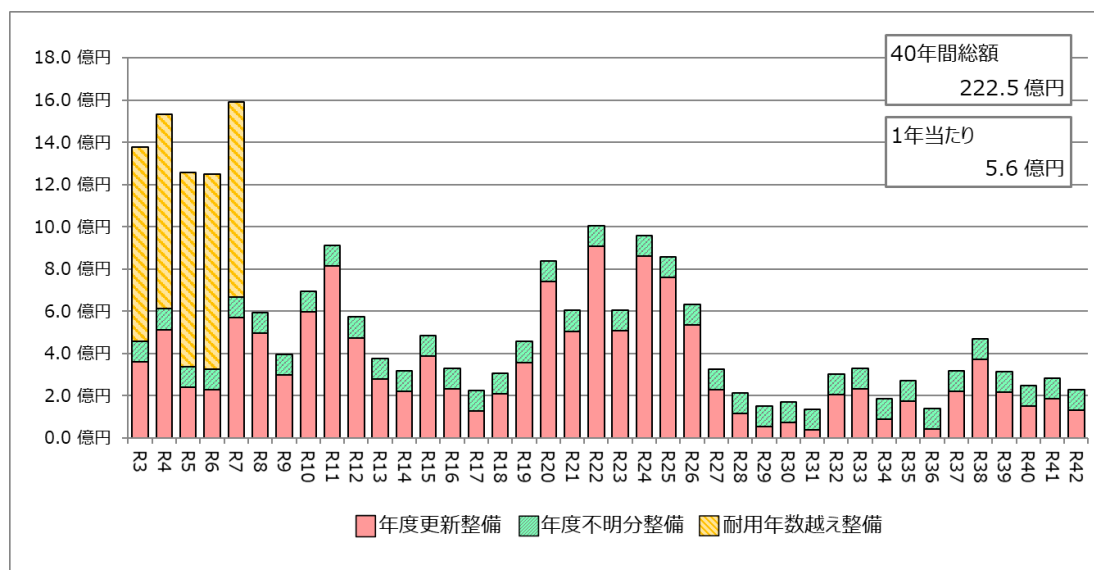
更新単価は、管径別にメートル(m)当たりの単価を設定しています(上水道管路の更新単価参照)。

【上水道管路の更新単価】

水道管	管径	更新単価
送水管	300mm 未満	100 千円/m
	300～500 mm 未満	114 千円/m
配水管	50 mm 以下	97 千円/m
	75 mm 以下	97 千円/m
	100 mm 以下	97 千円/m
	125 mm 以下	97 千円/m
	150 mm 以下	97 千円/m
	200 mm 以下	100 千円/m
	250 mm 以下	103 千円/m
	300 mm 以下	106 千円/m
	350 mm 以下	111 千円/m
	400 mm 以下	116 千円/m
	450 mm 以下	121 千円/m
	500 mm 以下	128 千円/m

下図で示すように管路更新費用は、今後 40 年間で 222.5 億円を必要とし、1 年当たりの費用は 5.6 億円となります。

【上水道管路の更新費用試算】



また、水道事業会計による平成 23 年度から令和 2 年度までの資本的支出のうち、建設改良費は、下図のとおりです。過去 10 年間で、1 年当たり約 2.8 億円の建設改良費が発生しています。

【水道事業会計による建設改良費の推移】

(単位:千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
建設改良費	318,831	191,538	214,575	316,663	348,538

年度	H28	H29	H30	R1	R2
建設改良費	386,834	204,115	242,422	417,082	171,929

(工) 更新費用の推計(普通会計および公営事業会計)

① インフラを含む公共施設等全体の維持管理・更新等費用の推計結果

公共建築物、道路、橋りょう、上水道及び漁港・港湾を合計した更新費用は、今後 40 年間で 1,290.2 億円となり、1 年あたりでは 32.3 億円必要となります。また、公共施設等全体における各施設の費用と比率を下図に示します。

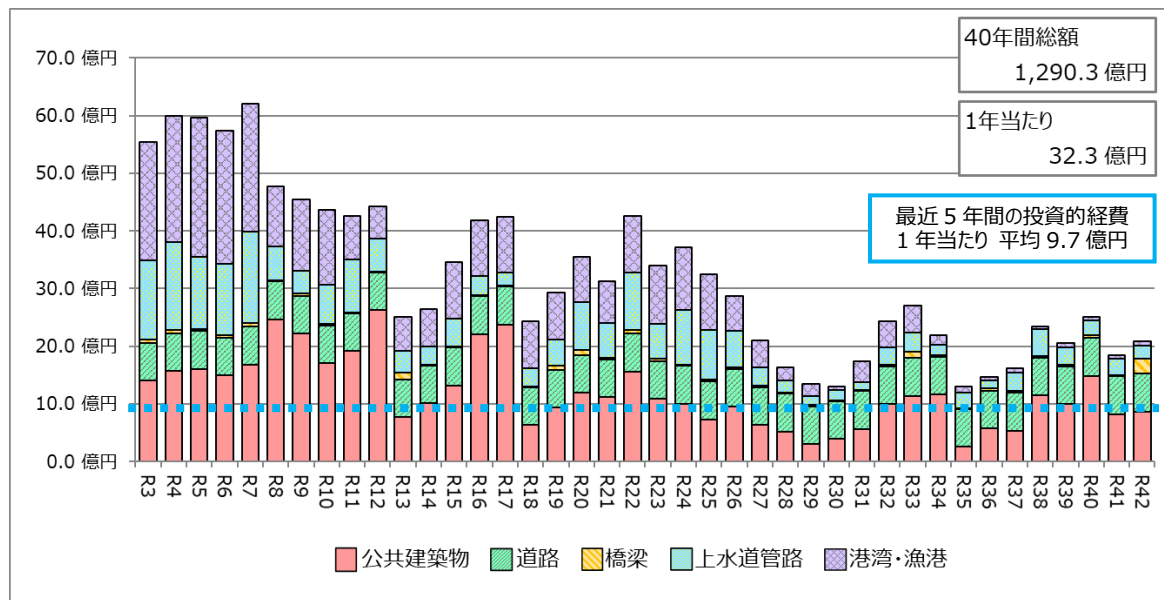
公共施設等全体の整備費用 1,290.3 億円のうち、公共建築物更新費用が 479.6 億円 (37.2%)、港湾及び漁港更新費用が 309.8 億円 (24.0%) を占めています。耐用年数を迎える港湾・漁港更新費用が発生する令和 3 年度から令和 7 年度の更新費用が突出しており、年間 50 億円以上が必要となります。最近 5 年間(平成 28 年度～令和 2 年度)の投資的費用は年間平均 9.7 億円ですが、今後 40 年にわたり、すべての年でこの 9.7 億円を上回る費用が必要になります。

この試算金額は、本町が現在保有している施設を削減せず(取壊し予定の施設は除く)、施設耐用年数を迎えた年度に更新するものとして算出しました。予算の枠組みに収まるよう更新費用を削減するために、公共施設等保有量の適正化、長寿命化による更新間隔の延長等の取組が必要です。

【施設別更新費用の比率】

		40 年間総額	1 年あたり	比率
公共施設等全体		1,290.3 億円	32.3 億円	
内 訳	公共建築物	479.6 億円	12.0 億円	37.2%
	道路	261.6 億円	6.5 億円	20.3%
	橋りょう	16.8 億円	0.42 億円	1.3%
	上水道管路	222.5 億円	5.6 億円	17.2%
	港湾・漁港	309.8 億円	7.7 億円	24.0%

【公共施設等全体の更新費用試算】



※図中の「最近 5 年間の投資的経費 1 年あたり 平均 9.7 億円」には 県営事業費を含まない

(オ) 効果額の算定

これまでに実施した大規模改修等による長寿命化対策の取組み等の効果額は、普通会計と公営事業会計に区分して、公共建築物とインフラでそれぞれ以下の方法で算定します。

① 効果額の算定方法

i 公共建築物

公共建築物の効果額の算定は、ふるさと財団の「公共施設等更新費用試算ソフト(以下「更新費用試算ソフト」という。))の標準的な大規模改修(30 年)や更新(60 年)を行った場合の費用(以下「単純更新」という。))と長寿命化対策として実施した過去 5 年間の投資的経費と過去 2 年間の維持管理費より今後 10 年分を推計し、取組みの効果額を算定しています。

ii インフラ

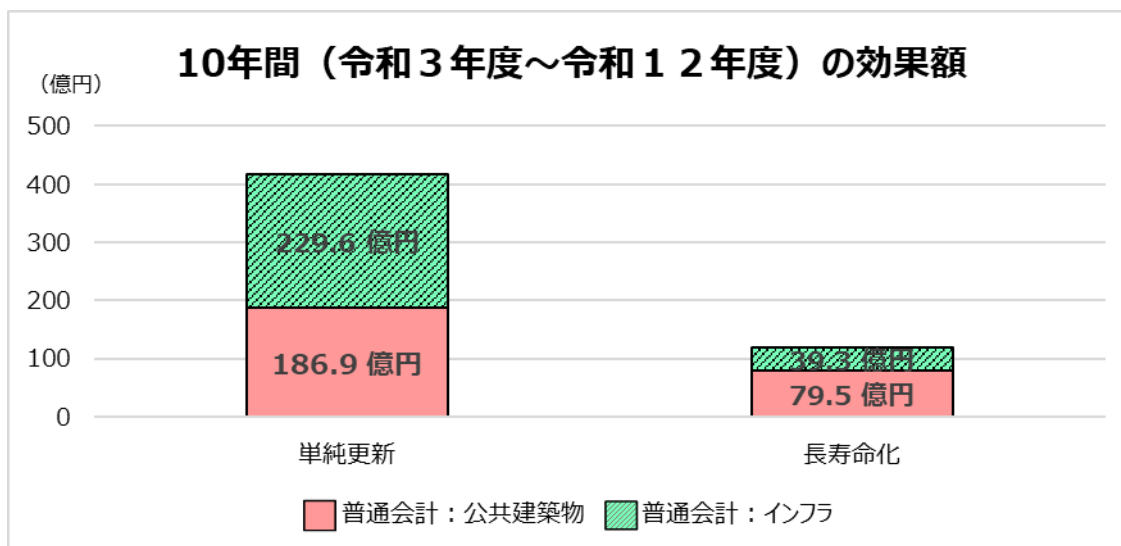
インフラの効果額の算定は、更新費用試算ソフトで算定された更新費用と長寿命化対策として実施した過去 5 年間の投資的経費と過去 5 年間の維持管理費より今後 10 年分を推計し、取組の効果額を算定しています。

② 10 年間(令和 3 年度～令和 12 年度)の効果額

i 普通会計(建築物及びインフラ)

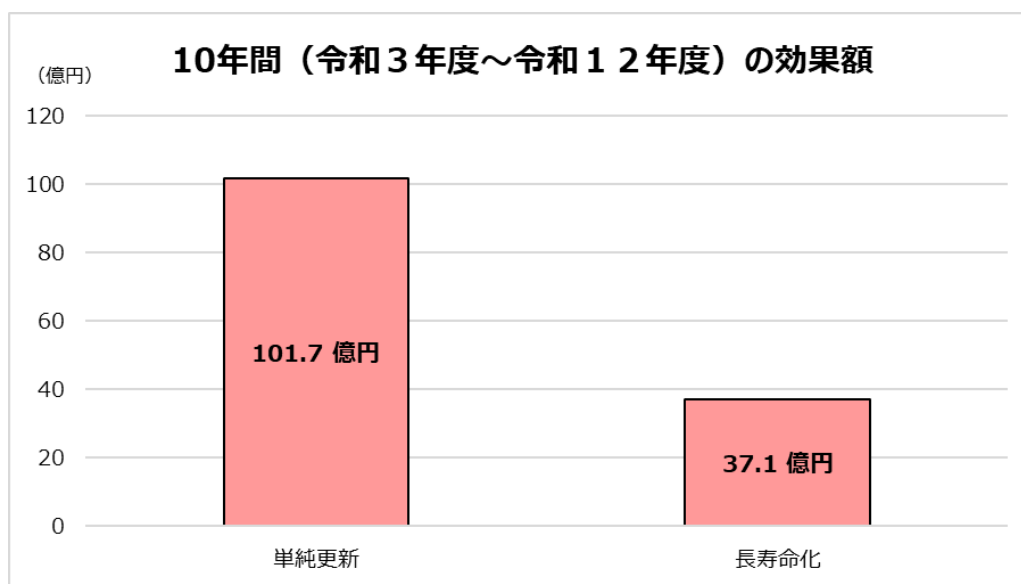
普通会計における計画当初 10 年間(令和 3 年度～令和 12 年度)の個別施設計画やインフラ個別計画に基づく効果額は、全体で約 297 億円(税込)です。

この中で、建築物の効果額は約 107 億円(税込)、インフラ施設(道路、橋りょうなど)の効果額は約 190 億円(税込)となっています。



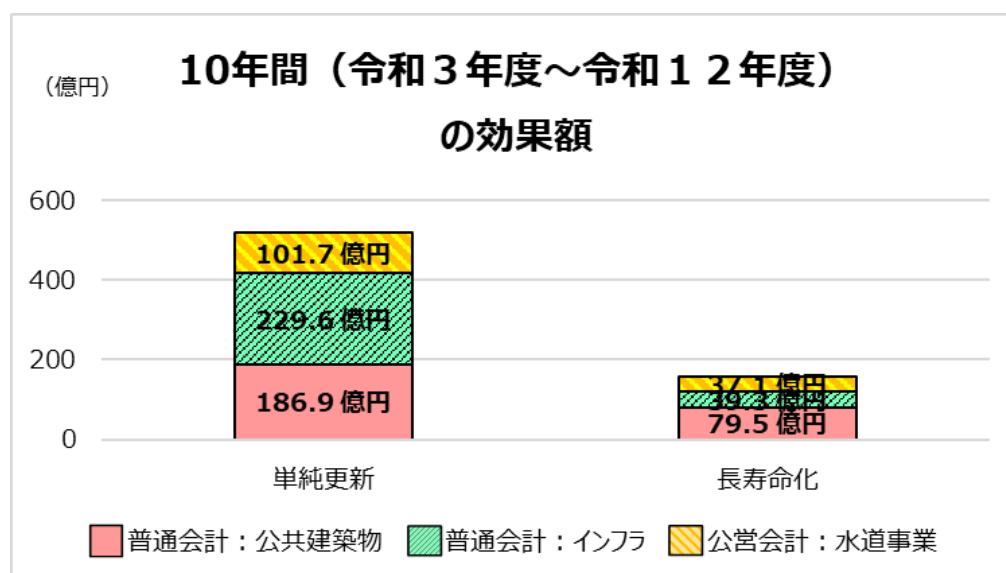
ii 公営事業会計(建築物及びインフラ)

公営事業会計(上水道、漁業集落排水)における計画当初 10 年間(令和 3 年度～令和 12 年度)の個別施設計画やインフラ個別計画に基づく効果額は、全体で約 64 億円(税込)となっています。



iii 全体(普通会計及び公営事業会計)

普通会計及び公営事業会計(上水道、漁業集落排水)における計画当初 10 年間(令和 3 年度～令和 12 年度)の個別施設計画やインフラ個別計画に基づく効果額は、全体で約 362 億円(税込)です。この中で、建築物の効果額は約 107 億円(税込)、インフラ施設(道路、橋りょうなど公営事業会計含む)の効果額は約 254 億円(税込)となっています。



(カ) 公共施設等の財源

① 財政シミュレーション

公共施設等の更新に充当可能な財源を推計するため、全ての歳入・歳出での財政シミュレーションを行い、公共施設やインフラの推計されている更新費用等を反映することで、今後の財源不足額の試算を行っています。

試算の結果、本町が保有する普通会計の公共施設及びインフラ(道路、橋りょう等)について、40年間(令和3年度～令和42年度)の維持管理・更新等を行う場合、財源不足額は、当初10年間は44億円、令和42年度までの40年間では179億円と推計されています。

【財政シミュレーション結果】

(単位:億円)

歳入	項 目	10年間の合計	40年間の合計
	地方税	219	877
	地方交付税	209	834
	その他一般財源	53	211
	国庫支出金	89	357
	県支出金	67	269
	その他特定財源	122	488
	歳入合計	759	3,036

歳出	人件費	145	579
	扶助費	81	325
	公債費	53	213
	投資的経費	97	389
	補助費	181	725
	物件費	122	488
	維持補修費	7	28
	繰出金	91	363
	積立金・投資及び 出資金・貸付金	26	105
	歳出合計	803	3,215

財源不足額(マイナスが不足)	-44	-179
----------------	-----	------

【前提条件】

本計画では、決算統計の過去5年間(平成28年度～令和2年度)における実績等をもとに、今後40年間の歳入・歳出の各項目の推計を行っています。

② 財源の検討

更新が必要な施設や設備について、将来の負担を軽減するため、財源確保対策として基金の積み立てや有利な起債、国県の補助の獲得を目指していきます。

7. 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 計画期間

公共施設等のマネジメントにおいては、長期的な視点にたった取組みが必要であることから、本計画の計画期間は、平成 29 年度から令和 42 年度までとします。

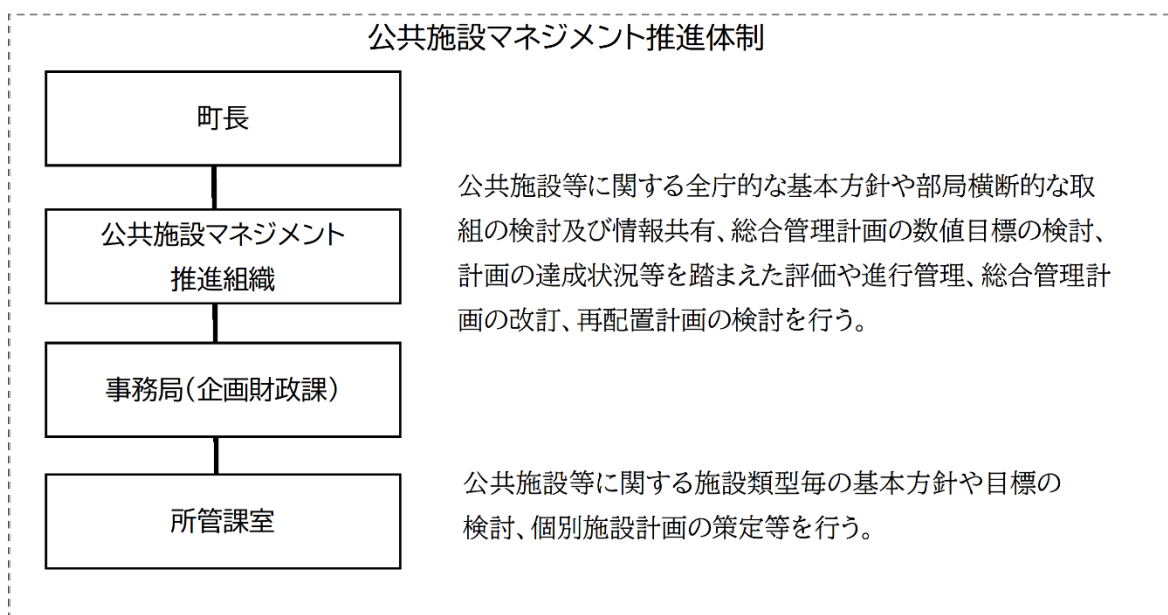
ただし、計画期間内であっても、必要に応じ適宜見直しを行うものとします。

(2) 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクル推進等の方針

基本方針に基づいて取組みを展開するに当たり、部署間にまたがる案件（複合化、用途転用など）、予算等の財政的な連動など、役割分担や調整が難航することが想定されます。

そのため、組織横断的、全庁的な「公共施設マネジメント推進組織」を設置し、その推進体制のイニシアチブの下、調整を図りながら、類型別の公共施設等について早急に検討・協議を行います。推進組織は、令和 4 年度から「南知多町公共施設再配置計画」の策定に着手し、計画策定後は、本計画及び「南知多町公共施設再配置計画」の進捗管理を行います。

進捗の状況等については、町民に対し公表するものとします。



(3) 現状と課題に関する基本認識

(ア) 保有状況・数量・管理面

- ・ 公共施設の中で、学校教育施設が全体の約 50%を占めるなど、特定の分野に偏りがあります。
- ・ 老朽化が著しい施設や利用状況の改善が必要な施設があるなど、ハード・ソフト両面の対応が必要です。
- ・ 町民 1 人あたりの公共施設床面積は、5.88 m²/人で、全国平均 3.87 m²/より多く、近隣自治体に比べても保有量が最も多い状況です。
- ・ バリアフリーや環境に配慮した施設運営が求められています。

(イ) コスト面

- ・ 今後 40 年間の公共施設等の維持管理・更新費用は、公共施設(建物)が 40 年間で約 479.6 億円が見込まれています。インフラは、道路及び橋りょう等の普通会計で約 588.1 億円、水道事業会計で約 222.5 億円が見込まれています。しかし、更新費用に充当可能な財源の見込みは、約 1/3 にしか満たない状況です。
- ・ 特定の時期に建設を行ったため、今後 10 年間は、大規模修繕の積み残しによる多額のコストが見込まれ、それ以降の 20 年間は施設の更新が必要になります。
- ・ 公営事業会計の上水道、普通会計の漁業集落排水や特定の町民利用の施設(体育館など)において受益者負担の適正化が必要です。

(ウ) 運営面

- ・ 人口減少により、稼働率の低下が懸念されます。
- ・ 少子高齢化の対応など、行政サービスのニーズに変化があります。
- ・ コスト削減の観点から、公民連携の施設運営が必要です。

(エ) 修繕・維持管理・安全・耐震化

- ・ 予算の制約等により十分な維持修繕が実施されず、定期点検(法定)で発見されて実施する修繕以外は、対処療法的な事後保全となっており、個別施設計画や長寿命化計画に基づく予防保全への転換が必要です。
- ・ 一部の施設では、長寿命化計画が策定されていますが、多くの施設で長期修繕計画等がなく、予防的な保全が実施できておりません。
- ・ 旧耐震基準での耐震補強が未実施の施設は、安全面に課題があります。
- ・ 近年の集中豪雨や大規模地震を想定した防災面の対応強化が必要です。

(4) 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等の管理に関する基本方針の「(ア) 建物系施設の基本方針」「(イ) インフラ系施設の基本方針」について、以下の「持続可能な開発目標(SDGs)」との関係を示しています。



- ・ 目標 3 【すべての人に健康と福祉を】



あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

- ・ 目標 4 【質の高い教育をみんなに】



すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

- ・ 目標 9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】



強靱(レジリエント)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新(イノベーション)の拡大を図る。

- ・ 目標 11 【住み続けられるまちづくりを】



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱(レジリエント)かつ持続可能にする。

- ・ 目標 13 【気候変動に具体的な対策を】



気候変動とその影響に立ち向かうため緊急対策を講じる。

(ア) 建物系施設の基本方針

① 経営効率の向上

維持管理コスト(修繕費・改修費、光熱水費や保守点検等)の縮減を図るとともに、公共施設の利用率向上に向けた取組みを推進することで、事業収支を改善します。

また、経営効率を高めることにより、財政状況の改善を図っていきます。



② 町民ニーズ等への対応

町民ニーズや社会情勢の変化にきめ細かに対応し、必要に応じて施設の配置や規模・機能の見直しを行います。

また、町民ニーズに応じた最適な行政サービスの提供を推進するとともに、利用状況の少ない施設や町民ニーズにあわなくなった施設については整理や縮小を行います。



③ 機能性の維持と向上

高度経済成長期に整備された建物系施設においては、老朽化が進み、安全性や機能性など基本的な性能が阻害されている建物も存在することから、今後は改善に向けて計画的な保全管理に努めます。

また、施設本来の機能に加え、ユニバーサルデザインへの対応や耐震性の確保、避難所施設などの防災機能の確保など、町民ニーズや社会情勢の変化に合わせた機能の向上を推進していきます。



④ 環境負荷の低減

施設の長寿命化や適切な施設の維持管理を行うことにより、資源・消費エネルギーから発生する廃棄物やCO₂を削減し、環境負荷の低減を図っていきます。

(イ) インフラ系施設の基本方針

① 予防保全による長寿命化

インフラ毎の個別計画に基づき、ライフサイクルコストを考慮した効果的な長寿命化対策を実施します。

また、事後保全に加えて予防保全の実施、安全性や経済性及び維持管理の工夫等、必要な機能を取り入れたインフラ施設の整備を推進します。



② インフラの評価による見直し

老朽化したインフラは、利用状況や維持管理・更新等をコストおよび安全面等からその都度評価を行います。その中で課題のあるインフラについては、地域町民の理解を得ながら廃止を含む対策を検討します。



③ 機能性の維持と向上

費用対効果を検討した上で、最新技術の導入を検討し、インフラ管理の効率化を図ります。また、必要に応じて民間活力導入の検討も進めます。



(5) 公共施設等の管理に関する実施方針

(ア) 点検・診断等の実施方針

- ・ 建物の老朽化により修繕コストが上昇傾向にある施設は、点検診断を行い、今後の修繕や更新に活用します。
- ・ 特定の建築物やインフラは、必要な定期点検等を確実に実施します。
- ・ 点検・診断等データの蓄積を行い、施設の優先順位を明確にし、対応方法の検討など今後の修繕・更新に活用します。

(イ) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・ 自治会への集会施設の譲渡や地域団体への指定管理者制度の導入を進めるなど、町民主体の維持管理を進めます。
- ・ 維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行います。
- ・ 指定管理者制度の推進及び、コスト削減のみならず稼げる公共施設を志向した、収入を増やす取り組みを進めます。
- ・ 管理運営にあたっては、PPP⁸/PFI⁹ の積極的な活用を推進します。
- ・ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。

(ウ) 安全確保の実施方針

- ・ 危険個所については、点検や診断結果から優先的に修繕を実施し、安全確保に努めます。
- ・ 防災機能として必要な施設は、老朽化への対応を行いつつ維持管理します。
- ・ 誰もが安心して生活できる「暮らし続けられるまち」を目指し、建物や道路、公園などの施設についてユニバーサルデザイン化の推進に努めます。
- ・ 公共施設への太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を検討します。

(エ) 耐震化の実施方針

- ・ 旧耐震基準による建物は、耐震診断の実施や耐震補強を検討します。
- ・ 水道管路や配水池等重要機関施設の耐震整備等を検討します。

(オ) 長寿命化の実施方針

- ・ 施設やインフラにおいて点検・診断・維持・修繕等のデータを活用し、計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。
- ・ 個別に策定された長寿命化計画については、各計画に基づき実行します。
- ・ 耐震化実施済みの施設や新耐震基準の施設については、築 80 年維持できるよう、効率的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

⁸ 「PPP」とは、Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

⁹ 「PFI」とは、Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(カ) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

(キ) 統合や廃止の推進方針

- ・ 今後の少子高齢化や人口減少に伴い、利用者が減少する施設については、利用形態など機能の観点を含め、統合や複合化を選択肢として検討します。
- ・ 民間との競合が激しい施設や実質的な管理運営を民間が行っている施設は、民間への譲渡を含め検討します。
- ・ 広域的な連携については一部事務組合などの取組みを今後も継続します。

(ク) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 民間活用が可能な施設は、指定管理者や包括的民間委託等を検討します。
- ・ インフラ管理における技術者の育成において、関連市町が協働で実施する技術研修等に積極的に参加するなどスキルを高めます。

(ケ) 保有する財産(未利用資産等)活用や処分に関する基本方針

- ・ 将来的に利活用の計画がなく、町有財産として保有する必要性の低い財産については、遊休化し未利用財産となることを防ぐため民間等に売却することを検討します。
- ・ 既存の未利用財産については、利活用の可否を判断したうえで、優先順位を定め、順次売却・貸付等を検討するものとします。

参考：(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」では、学校、官庁、事務所、病院等の用途において、RC 造、SRC 造の望ましい目標耐用年数は、高品質の場合 80 年～120 年(代表値 100 年、下限値 80 年)、普通の品質の場合 50～80 年(代表値 60 年、下限値 50 年)としています。

(6) 目標の設定(期間:令和 32 年度まで)

(ア) 建物系施設等の削減目標

本町では、公共施設の主な利用者である町民が急激に減少しているにもかかわらず、公共施設の総量はほぼ変わっていない状況です。そのため、現状のままでは公共施設の利用頻度も減少し、かつ財政面から見ても建替えや改修にかかる費用の確保が厳しくなっていることから、公共施設の適切な維持管理等が困難になることが予測されます。

今後は、公共施設等の「量の確保」から「質の重視」へ転換を行い、公共施設等を将来にわたり安心して利用できるよう公共施設マネジメントを実施します。

① 人口と財源の減少

- ・ 本町の将来目標人口は、令和 30 年時点で概ね 10,000 人の人口を維持することとされています。これは、30 年後の人口が、平成 27 年国勢調査時点の 18,707 人の半分以下にならないように設定したもので、およそ 47%減少することになります。
- ・ 社人研による推計値は、令和 32 年度時点で 7,488 人とされており、およそ 60%減少すると予測されています。
- ・ 本町の財政状況における歳入のうち、自主財源である税収は、人口減少にともない大幅に減少する見込みです。また、普通交付税についても、人口減少に伴い減少する見込みです。
- ・ 公共施設等の維持管理及び更新にかかる 1 人あたりの負担額は約 93,000 円/年となっています。令和 30 年時点で概ね 10,000 人の人口を維持しようとする 150,000 円/年となり、増加する見込みです。

② 公共建築物の総延床面積は増加

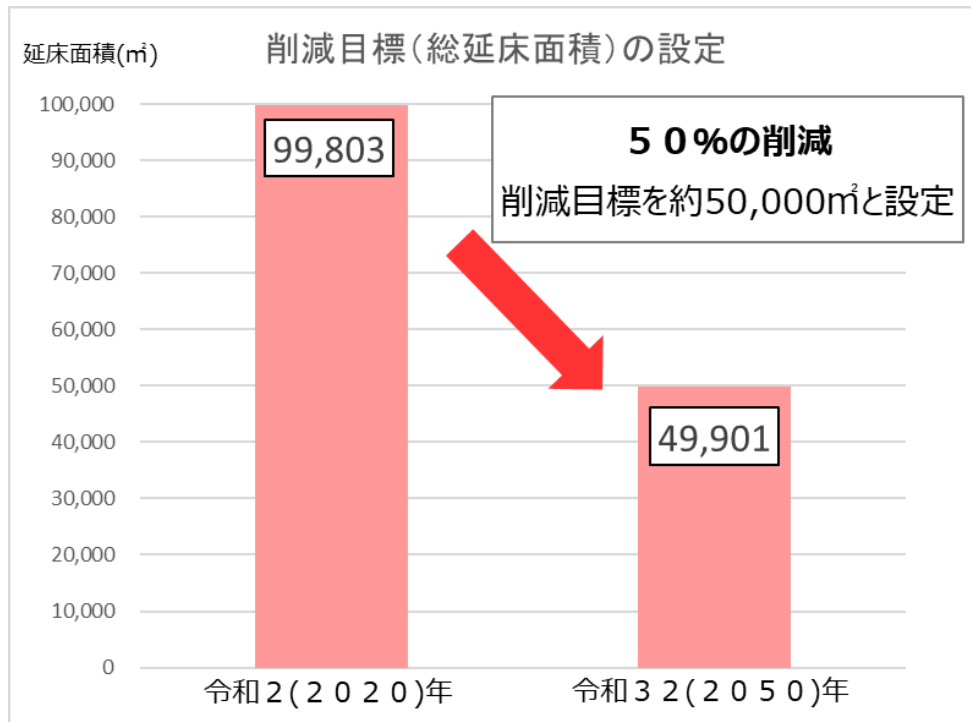
- ・ 公共建築物の総延床面積は、総合管理計画策定時(平成 28 年度)に、91 施設(総延床面積 94,723 ㎡)ありました。これが 5 年後の総合管理計画改訂時(令和 3 年度)においては、89 施設(総延床面積 99,803 ㎡)となっています。これは、総延床面積ベースで見ると、前述のとおり、各地区の防災拠点整備によるものであり、老朽化施設の除却により施設数は減少したものの、総延床面積は増加しています。

③ 目標設定の考え方

- ・ 人口推計から、施設の総量を「約 53%」に削減する必要があります。
- ・ 財政面から、維持管理費及び更新等に係る経費を「5 億円程度(約 30%)」に削減する必要があります。
- ・ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果(総務省:平成 24 年 3 月公表)にある 10-30 千人規模の自治体平均 5.24 ㎡(人口1人当たりの延べ床面積)を目標とすると、施設の総量を「約 52%」に削減する必要があります。

④ 施設総量の目標設定

- ・ 令和 32 年度までに、施設総量を床面積比で「50%」と設定し、約 50,000 m²削減を目標とします。
- ・ 指定管理者制度の導入や民間活用などのコスト縮減に配慮した適正な維持管理を行い、将来の財政健全化を目指します。



⑤ 今後策定する公共施設再配置計画での削減目標

- ・ 総合管理計画においては、人口面・財政面等から施設総量を削減することを提示したのに対し、令和 4 年度から着手する「公共施設再配置計画」では、施設ごとに現状の課題や今後のあり方を検討し、総合管理計画の計画期間内(令和 32 年度まで)に施設の統廃合や除却等を実施していくことをより具体的に提示していきます。
- ・ 本町の人口・財政面等から見れば、削減目標は 50%に設定することが必要な状況ですが、そのためには公共施設を大幅に削減する必要があり、行政サービスに大きな支障を来す恐れがあります。
- ・ そのため、まずは再配置計画において施設ごとの目標設定を含め、統廃合等の公共施設マネジメントを適切に行い、徐々にではありますが、町民や役場職員の公共施設マネジメントに対する意識を醸成しつつ、50%の削減目標を目指していくものとします。
- ・ ただし、計画期間内に社会的・経済的な情勢に変化が見受けられたときは柔軟に削減目標等の見直しを行います。

(イ) インフラ施設

インフラ施設は、所管課ごとに策定された長寿命化計画等の個別計画に掲げた目標に基づき、計画的に実行します。

(7) PDCA サイクルの推進方針

(ア) 全庁的な基本方針・目標のフォローアップ

第7次総合計画の見直し(令和14年度)に合わせ、本計画を見直します。

公共施設マネジメント推進組織は、総合計画の見直しに合わせ、本計画の進捗状況を確認し、今後の対策を検討するとともに、町長へ報告します。

(イ) 施設類型別の基本方針・目標のフォローアップ

施設類型ごとの基本方針のフォローアップは、総合計画の見直しタイミングに合わせ行います。所管課ごとに策定された個別計画(長寿命化計画等)は、定められた間隔によりフォローアップを実施します。

上記フォローアップの結果は、公共施設マネジメント推進組織のインプット情報とし、全庁的な基本方針・目標を見直す際の根拠情報として活用します。

(ウ) 公共施設マネジメント PDCA 年度スケジュール

年度当初より「固定資産台帳」を活用し、公共施設等の一元管理を行います。施設所管課は、6月を目途に前年度決算及び新年度予算を踏まえて、翌年度以降のアクションプラン(実施計画書)の作成を開始し、併せて個別施設計画を見直します。

7月を目途にアクションプラン(実施計画書)と個別施設計画と一緒に企画財政課へ提出し、8月の総合計画の町長ヒアリングを経て、次年度予算を考慮しながら個別施設計画を確定します。

公共施設マネジメント推進組織会議においては、個別施設計画の見直し状況や当該年度以降の取組み等について協議を行います。

【公共施設マネジメント PDCA サイクル スケジュール】

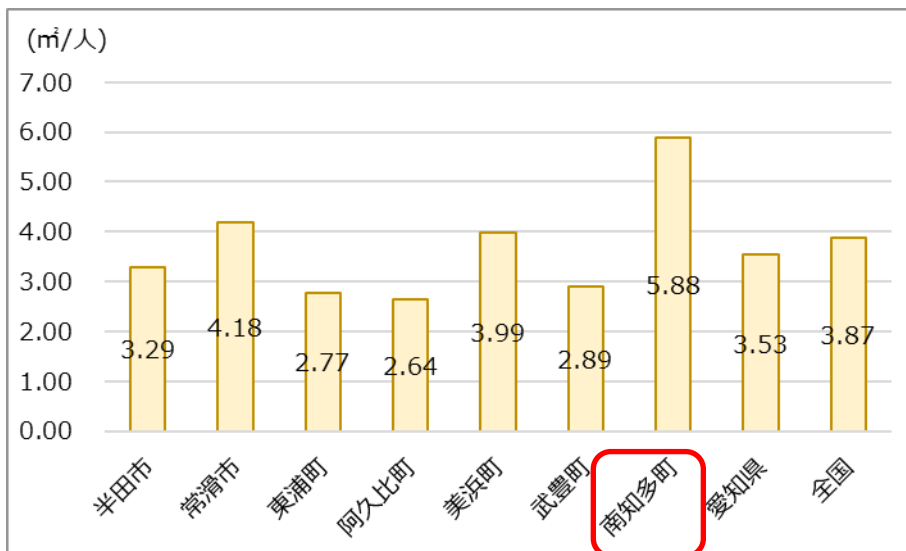
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
項目		個別施設計画の見直し 実施計画の作成開始	財産に関する調査の確認	アクションプラン(実施計画)案 の提出	★公共施設マネジメント推進会議 町長ヒアリング	アクションプラン公表	土地台帳及び建物台帳の調整	固定資産台帳の見直し	予算ヒアリング	個別施設計画の確定		
担当		所管課	所管課 会計課	所管課	企画財政課	企画財政課	会計課	企画財政課	所管課 企画財政課	所管課		

8. 公共建築物の施設類型ごとの基本方針

本町が管理する公共建築物については、今後40年間ににおけるすべての公共施設等の更新費用は479.6億円で、インフラを含む公共施設等全体の維持管理・更新費等に占める割合は37.2%です(「公共施設等全体の更新費用」の参照)。

また、公共施設状況調(総務省)によると本町の人口1人当たりの延床面積は5.88㎡/人であり、これは近隣自治体、愛知県平均、全国平均と比べても高い水準にあると言えます(下図参照)。

【人口1人当たりの公有財産(建物)延床面積】



※1) 公有財産延床面積:総務省 公共施設状況調(令和元年度)

※2) 人口:あいちの人口(人口動向調査)(令和2年4月現在)

この点を踏まえ、次ページ以降に公共建築物の施設類型ごとの基本方針を示します。各データの集計は次の基準で行っています。

- 対象施設は延床面積の合計が施設単位で50㎡以上のもの
- 知多南部衛生組合(ごみ処理場等)、知多南部消防組合(消防署等)は対象外
- 複合施設の延床面積は代表施設にて計上

(1) 町民文化系施設

施設概要	施設数:12、延床面積:9,725.4 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:66.6 億円、年額:1.66 億円 維持管理費 年額:3,395 万円 収入(利用料等) 年額:70 万円
課題	・多くの施設が建築から 40 年以上経過しており、躯体及び設備の老朽化が進んでいるため、修繕等の対策にかかる費用が大きくなっています。 ・人口減少やニーズの変化により利用率が減少しており、利用率に合わせて施設の規模を見直す必要があります。(町公民館、山海公民館、山海ふれあい会館、豊丘むくろじ会館、大井公民館、日間賀島公民館は利用率が 30%未満となっています。) ・利用率の低い施設にも維持管理費が必要になっているため、施設のあり方の見直しが必要です。
基本方針	・町のコミュニティ施設として適切な維持管理を図りますが、人口減少に合わせて町民ニーズや適正規模での運営を行います。 ・施設の利用率は低いものの、地域活動の拠点施設であることから、会議室としての機能は必要です。 ・地域づくりの拠点として、安全安心な施設整備が求められていることから、他の施設(社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設等)と統合するなどの検討を行います。 ・また、師崎公民館児童図書分館、公民館図書室については、他の施設(町民文化系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設等)と統合するなどの検討を行います。

町民文化系施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
1	南知多町公民館	478.8	1972	豊浜	
2	南知多町公民館内海分館	1,175.7	1961	内海	
3	南知多町山海公民館	453.4	1994	山海	
4	南知多町大井公民館	555.2	1975	大井	
5	南知多町師崎公民館	610.5	1981	師崎	
6	南知多町師崎公民館児童図書分館	189.4	1967	師崎	
7	南知多町篠島開発総合センター	1,014.9	1980	篠島	
8	南知多町日間賀島公民館	528.0	1978	日間賀島	
9	南知多町山海ふれあい会館	2,541.3	1973	山海	
10	南知多町豊丘むくろじ会館	1,482.1	1976	豊丘	
11	若子会館	113.2	1987	豊丘	
12	旧中洲保育所	582.9	1982	豊浜	

(2) 社会教育系施設

施設概要	施設数:3、延床面積:2,145.5 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:3.7 億円、年額:925 万円 維持管理費 年額:1,056 万円 収入(利用料等) 年額75万円
課題	・南知多町町民会館は、建築から 40 年以上経過しており、施設の躯体及び設備の老朽化が進んでいるため、修繕等の対策にかかる費用が大きくなっています。 - また、南知多町町民会館は、図書室の機能を有しているため適切な整備が必要ですが、会議室の利用率は極めて低いため運用方法の見直しが必要です。 ・梅原邸は、本町の重要な文化財として、適切な保存が必要です。 ・尾州廻船内海船船主内田家は、国の重要文化財として適切な保存が必要です。
基本方針	・町民会館図書室は、本町の重要な図書室であることから、他の施設との統合を検討しながら、引き続き適切な維持・運営を図ります。 ・内田家及び梅原邸は、文化財保存活用地域計画等に基づき、適切に維持・運営を図ります。

社会教育系施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
13	南知多町町民会館	567.6	1977	内海	
14	梅原邸	384.1	明治前期	内海	
15	尾州廻船内海船船主内田家	1,193.8	明治初期	内海	

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設概要	施設数:2、延床面積:5,233.4 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:10.4 億円、年額:2,600 万円 維持管理費 年額:2,728 万円 収入(利用料等) 年額:252万円
課題	・総合体育館については、建築から 30 年を経過し、施設の躯体や設備の全体的な老朽化が進んでいるため、修繕等の対策にかかる費用が大きくなっています。 ・特に音響設備や浄化槽制御盤は早期の対応が必要となっています。 ・運動公園については、照明設備が老朽化しており、早期の更新が必要となっています。
基本方針	・知多半島 5 市 5 町のスポーツ施設は、各自治体の住民が相互に利用することができるため、今後も他自治体との連携を深めていきます。 ・本町のスポーツ施設は、本町民のみならず、知多半島住民のスポーツ活動、健康増進の拠点となっているため、適切な施設の維持・運営を図ります。 ・利用状況や費用対効果などを評価し、補助金の活用や施設利用料の見直しを行っていきます。

スポーツ・レクリエーション系施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
16	南知多町総合体育館	5,050.2	1990	豊浜	
17	南知多町運動公園	183.2	1980	豊丘	

(4) 産業系施設

施設概要	施設数:8、延床面積:3,743.7 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:21.7 億円、年額:5,425 万円 維持管理費 年額:1,419 万円 収入(利用料等) 年額:1,674 万円
課題	・観光は本町の主要産業のひとつであり、今後も地域間交流・観光施設としての役割のため必要な施設ですが、老朽化が進んでいる施設は早急に更新が必要です。 ・内海観光センターは、既に更新時期を迎えているものの、夏季以外の利用が少ないことから適切な規模での更新が必要です。 ・師崎観光センターは、本土と離島を結ぶ航路の発着場であるため早急な更新が必要となっていますが、官民連携事業等による手法を検討する必要があります。
基本方針	・南知多町観光案内所は、地域の観光情報発信拠点として、引き続き適切な維持管理を行います。 ・内海観光センターは、国・県交付金等を活用した適切な規模での建替えを検討し、令和 5 年度完成を目指します。 ・師崎港観光センターは、周辺整備調査を実施し、官民連携、国・県補助金を活用するなど適切な手法での更新及び運営の検討を行います。 ・利用率の少ない施設は、廃止も視野に入れ、必要性を検討します。 ・篠島、日間賀島渡船ターミナルは、適切な維持管理を行います。

産業系施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
18	南知多町観光案内所	111.7	1990	内海	
19	内海観光センター	925.0	1959	内海	
20	内海野外劇場	133.3	1967	内海	
21	内海海岸東浜小桤緑地センターハウス	359.6	1999	内海	
22	師崎港観光センター (附属施設を含む)	1,353.2	1975	師崎	
23	篠島渡船ターミナル (島の駅 SHINOJIMA)	485.8	2013	篠島	
24	日間賀島資料館	114.0	1988	日間賀島	
25	日間賀島渡船ターミナル (日間賀島ポート:ひまポ)	288.0	2018	日間賀島	

(5) 学校教育系施設

施設概要	施設数:17、延床面積:49,175.5 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:261.8 億円、年額:6.54 億円 維持管理費 1.6 億円 収入(利用料等) 217 万円
課題	・学校教育系施設の延床面積による割合は全体の 51.9%を占め、建築後 30 年以上経過した施設は 60.9%を占めます。 ・小学校、中学校の多くが、合併による南知多町誕生からしばらくした昭和 40 年代から昭和 50 年代前半にかけて建設されており、令和 10 年代には多くの施設で更新時期を迎えることから、今後修繕等の対策にかかる費用が大きくなってきます。 ・小中学校の児童生徒数は減少傾向で、令和 3 年度の児童・生徒数は、40 年前の昭和 56 年度の 24.5%です。 ・今後、さらに児童生徒数が減少することが見込まれ、一定程度の学校規模の確保が重要であるという考え方から、再編統合の検討が必要です。
基本方針	・令和 3 年 1 月に策定した「南知多町立小中学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、令和 4 年度に大井小・師崎小を統合します。 ・また、令和 3 年 10 月に策定した「南知多町立中学校再編実施計画」に基づき、内海中・豊浜中・師崎中・日間賀中を令和 5 年度に統合します。 ・令和 3 年 9 月から稼働している新学校給食センターは、予防保全に基づく適切な維持管理を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。 ・旧学校給食センターは、跡地活用の検討を推進します。 ・学校の統廃合に合わせて、他の施設(町民文化系施設、社会教育系施設、子育て支援施設、行政系施設等)と統合するなどの検討や廃止となった施設の跡地利用を検討します。

学校教育系施設一覧

番号	施設名	延床面積(㎡)	建築年度	地区	備考
26	内海小学校	4,257.7	1972	内海	
27	豊浜小学校	5,181.0	1978	豊浜	
28	大井小学校	3,840.8	1964	大井	R3 閉校
29	師崎小学校	4,035.5	1967	師崎	R3 閉校 R4 みさき小 開校
30	篠島小学校	2,133.8	1978	篠島	
31	日間賀小学校	3,406.8	1970	日間賀島	
32	内海中学校	5,148.1	1964	内海	R4 閉校 R5 統合 中学校開校
33	豊浜中学校	6,213.6	1970	豊浜	R4 閉校
34	師崎中学校	5,142.5	1973	片名	R4 閉校
35	篠島中学校	2,764.1	1979	篠島	
36	日間賀中学校	3,119.8	1961	日間賀島	R4 閉校
37	旧篠島小学校(廃止)	1,764.6	1957	篠島	
38	篠島教職員住宅(浦磯)	289.0	1976	篠島	
39	篠島教職員住宅(汐味)	256.0	1982	篠島	
40	日間賀島教職員住宅(北舎)	289.0	1976	日間賀島	
41	日間賀島教職員住宅(南舎)	533.0	1979	日間賀島	
42	旧南知多町学校給食センター (新南知多町学校給食センター)	800.2 (1434.8)	1973 (2021)	豊浜 (豊丘)	R3 廃止 (R3 新設)

※新南知多町学校給食センターは更新費用等の試算に含まれておりません。

(6) 子育て支援施設

施設概要	施設数:6、延床面積:3,651.3 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:6.2 億円、年額:1,550 万円 維持管理費 年額:6,604 万円 収入(利用料等) なし
課題	・ほとんどの施設が建築後 30 年以上経過しており、躯体及び設備の老朽化が進んでいるため、修繕等の対策にかかる費用が大きくなっています。 ・すべての施設において入所率が低いため、利用率に合わせて施設の規模を見直す必要があります。 ・令和元年度に策定した「保育所再配置計画」に基づき、適切な維持管理を行っていますが、本計画との整合性を図る必要があります。 ・篠島地区における保育所は、民間に委託しており、継続的に運営できる方法を検討していく必要があります。
基本方針	・「保育所再配置計画」に基づき、適切な維持・運営を図ります。 ・内海保育所は、当面は長寿命化を図りつつ、適切な維持管理を図ります。 ・かるも保育所は、当面は長寿命化を図りつつ、他の保育所の入所状況を見ながら、統合等を検討していきます。 ・大井保育所は、令和 3 年度に師崎保育所と統合し、当面は長寿命化を図りつつ、他の保育所の入所状況を見ながら、統合等を検討していきます。 ・日間賀保育所は、老朽化が著しく、離島という特殊性も考慮し、最も合理的な運営方法を検討します。 ・旧師崎保育所は、民間等への売却を含め、処分方法を検討します。 ・本計画の改訂に合わせて、「保育所再配置計画」の見直しを検討します。

子育て支援施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
43	内海保育所	1,114.7	1988	内海	
44	かるも保育所	599.3	1978	豊浜	
45	大井保育所	575.9	1992	大井	
46	旧師崎保育所(廃止)	781.1	1984	片名	R2 廃止
47	日間賀保育所	580.3	1973	日間賀島	
48	子育て支援センター・どんぐり園	—	—	豊丘	

(7) 保健福祉施設

施設概要	施設数:5、延床面積:1,911.2 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:3.8 億円、年額:950 万円 維持管理費 なし(自治区による維持管理) 収入(利用料等) なし
課題	・毎年各自治区と管理委託契約を締結し、施設管理に係る経費を区が全額負担していますが、建築から 40 年前後経過しており、老朽化に伴う更新費用の協議が必要です。
基本方針	・南知多町保健センターは南知多町役場に併設しており、施設内の事務室等の一部は町役場の機能を有しています。後述の南知多町役場と一体的な運用を図ります。 ・老人憩の家は、他の施設(町民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設等)と統合するなどの検討を行います。

保健福祉施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
49	南知多町保健センター	1,404.2	1984	豊浜	
50	山田老人憩の家	205.7	1975	豊丘	
51	初神老人憩の家	72.9	1983	豊浜	
52	片名老人憩の家	70.7	1981	片名	
53	日間賀西老人憩の家	157.9	1982	日間賀島	

(8) 医療施設

施設概要	施設数:2、延床面積:459.4 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:1.1 億円、年額:275 万円 維持管理費 年額:136 万円 収入(利用料等) なし
課題	・無医地区である篠島及び日間賀島の医療施設として、離島の町民の医療体制を確保する必要があります。 ・離島という特性から経年劣化が著しく、今後、修繕等に多くの費用が必要になってきます。
基本方針	診療所は島内医療の拠点として重要であることから、町民のニーズを踏まえつつ、引き続き適切な維持管理を図ります。

医療施設一覧

番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
54	篠島診療所	199.8	1992	篠島	
55	日間賀島診療所	259.6	1999	日間賀島	

(9) 行政系施設

施設概要	庁舎等・その他行政系施設 施設数:6、延床面積:3,557.2 m ² 防災・消防施設 施設数:21、延床面積:9,100.8 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:86.1 億円、年額:2.15 億円 維持管理費 庁舎等・その他行政系施設 年額:3.9 億円、 防災・消防施設 年額:808 万円 収入(利用料等) 庁舎等・その他行政系施設 年額:242 万円、 防災・消防施設 年額:4 万円
課題	・南知多町役場本庁舎は、建築後 50 年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、更新等の検討をする必要があります。 ・町役場の出先機関として、内海・師崎・篠島・日間賀島にサービスセンターを設置していますが、機能面の民間委託等、出先機関のあり方を検討が必要です。 ・防災施設として、町内 5 地区に防災センター等を整備しましたが、防災目的の利用に制限されていますので、将来的に他の利用方法が可能かの検討をする必要があります。 ・消防施設の多くは老朽化が著しく、維持管理手法の見直し・検討が必要です。
基本方針	・役場の建替えについては、立地や運営方法も含め、他の施設(町民文化系施設、社会教育系施設、子育て支援施設、行政系施設等)と統合するなどの検討を行います。 ・各地区のサービスセンターについては、郵便局等への民間委託も含め、町民の利便性を考慮し、適切な運営方法を検討します。 ・防災・消防施設は地域の防災力を確保するため「防災・消防計画」に基づき、適切な維持管理を行います。 ・消防団詰所等は、消防団の適正規模・適正配置を協議し統廃合を進めます。

庁舎等・その他行政系施設一覧

番号	施設名	延床面積(㎡)	建築年度	地区	備考
56	南知多町役場	3,263.1	1968	豊浜	
57	内海サービスセンター	—	—	内海	
58	師崎サービスセンター	—	—	大井	
59	篠島サービスセンター	—	—	篠島	
60	日間賀島サービスセンター	—	—	日間賀島	
61	水防資材倉庫	291.4	1953	豊浜	

防災・消防施設一覧

番号	施設名	延床面積(㎡)	建築年度	地区	備考
62	日間賀島防災センター	208.6	2015	日間賀島	
63	篠島防災センター	194.6	2016	篠島	
64	内海防災センター	415.3	2016	内海	
65	師崎避難所	6,460.5	1996	師崎	
66	豊浜防災センター	413.0	2000	豊浜	
67	第1分団第1班(内海)	145.2	1975	内海	
68	第1分団第2班(山海)	54.1	1989	山海	
69	第2分団第1班(中洲)	131.5	1996	豊浜	
70	第2分団第2班(中村)	98.1	1982	豊浜	
71	第2分団第3班(東部)	68.4	1986	豊浜	
72	第2分団第3班(小佐)	59.4	1984	豊浜	
73	第2分団第3班(鳥居)	27.5	2015	豊浜	
74	第2分団第4班(乙方)	49.5	1975	豊丘	
75	第2分団第4班(山田)	55.1	1983	豊丘	
76	第3分団第1班(大井)	120.0	1981	師崎	
77	第3分団第2班(片名)	99.4	2014	師崎	
78	第3分団第2班(師崎)	124.3	1993	師崎	
79	第4分団(篠島)	228.4	1982	篠島	
80	第5分団第1班(日間賀島西)	81.1	1985	日間賀島	
81	第5分団第2班(日間賀島東)	69.5	1990	日間賀島	

(10) 町営住宅

施設概要	施設数:2、延床面積:488.4 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:8,300 万円、年額:207 万円 維持管理費 年額 71.5 万円 収入(利用料等) 年額 160 万円
課題	・城下住宅 A 棟・B 棟は建築後 30 年以上経過したことから、今後、長寿命化の対策が必要になってきます。
基本方針	・町営住宅は、住宅に困窮する低所得世帯に住宅を供給する役割を担っているため、当面は適切な維持管理を行いながら、引き続き運用します。 ・また今後は、需要状況に応じて施設の必要性について検討します。

町営住宅施設一覧

番号	施設名		延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
82	城下住宅	A 棟・B 棟	488.4	1990	内海	
		C 棟		1997		

(11) 処理施設

施設概要	施設数:5、延床面積:776.8 m ²
更新費用等	更新費用 40 年総額:1.5 億円、年額:375 万円 維持管理費 2,000 万円 収入(利用料等) なし
課題	・日間賀島一般廃棄物最終処分場は、供用開始から 28 年が経過しており、施設の維持管理及び修繕に毎年多くの経費がかかり、今後大規模修繕工事が必要です。 ・撤去予定である篠島及び日間賀島のごみ焼却場及びし尿処理場は、莫大な撤去費用が必要です。 ・また、し尿処理場の撤去に国の交付金が出ないため、すべて自主財源でまかなわなければなりません。 ・篠島と日間賀島の旧焼却場と旧し尿処理場は、平成 14 年の廃止から 20 年程度経過し、老朽化も進んでいるため、速やかな施設撤去が必要です。
基本方針	・日間賀島最終処分場は、適切な維持管理を行いつつ、運営しますが、今後、地元と協議を行いながら、埋立の終了、施設の廃止を検討していきます。 ・篠島及び日間賀島のごみ焼却場及びし尿処理場は、国への交付金の要望を行いながら、早急に撤去の検討を行っていきます。 ・日間賀島のごみ焼却場とし尿処理場は、令和 7 年の撤去を計画します。 ・篠島についても引き続き撤去できるよう検討します。

処理施設一覧

番号	施設名	延床面積(㎡)	建築年度	地区	備考
83	日間賀島一般廃棄物最終処分場	237.9	1993	日間賀島	
84	旧篠島ごみ焼却場(廃止)	187.6	1987	篠島	撤去 予定
85	旧篠島し尿処理場(廃止)	45.6	1978	篠島	撤去 予定
86	旧日間賀島ごみ焼却場(廃止)	260.0	1992	日間賀島	撤去 予定
87	旧日間賀島し尿処理場(廃止)	45.6	1978	日間賀島	撤去 予定

(12) その他施設

施設概要	施設数:2、延床面積:9,807.7 ㎡
更新費用等	更新費用 40 年総額:19.6 億円、年額:4,900 万円 維持管理費 年額:2,808 万円 収入(利用料等) 年額:9,400 万円
課題	・師崎港駐車場は、日間賀島、篠島へ渡る航路利用者のほか、日間賀島、篠島の町民が駐車する場所として利用されておりますが、どちらも駐車容量が不足しています。
基本方針	・師崎港駐車場は、経営的に黒字であることから、将来の改修工事のために基金を積み立て、費用を捻出することとします。 ・また、師崎港観光センターの周辺整備と合わせて、官民連携、国・県補助金を活用するなど適切な更新及び運営の検討を行います。 ・日間賀島浄化センターについては、「9.(5) 漁業集落排水」にて後述します。

その他施設一覧

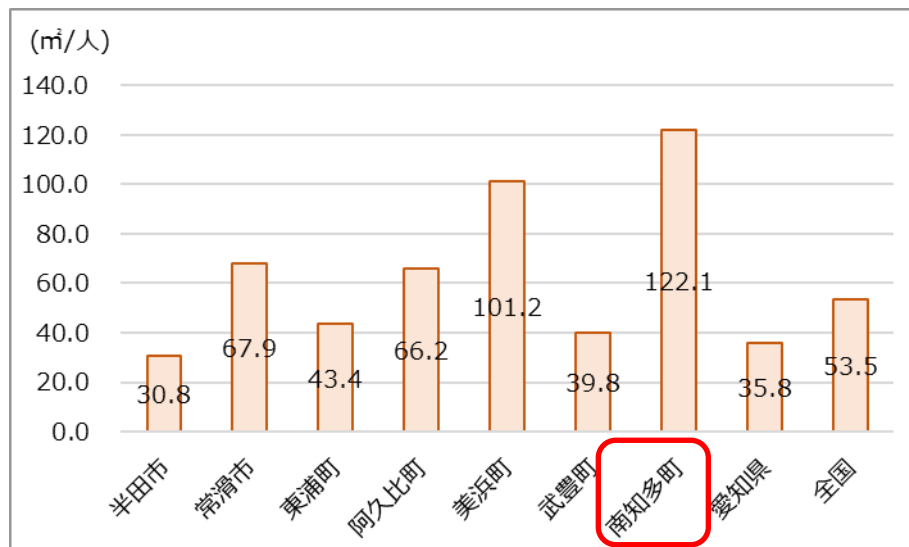
番号	施設名	延床面積(㎡)	建築年度	地区	備考
88	南知多町師崎港駐車場	8,992.5	2004	師崎	
89	日間賀島浄化センター	815.2	1999	日間賀島	

9. インフラの施設類型ごとの基本方針

(1) 道路

施設概要	実延長 455,512m、延面積:2,086,023 m ²
更新費用	40 年総額:261.6 億円、年額:6.5 億円
課題	・人口減少に伴い、人口 1 人当たりの道路面積は、近隣自治体、愛知県平均、全国平均と比べて高い水準となっているため、維持管理コスト削減の検討が必要になります。 ・維持管理の効率化・コスト削減のため、対象地域の人口推計に基づき、必要に応じて廃止を含む道路の再編等を検討する必要があります。
基本方針	・基本的には道路の新規整備は行わず、不要な既存道路の用途廃止を検討します。 ・「南知多町舗装修繕計画(平成 30 年 3 月)」に基づいて、適切な維持管理を実施します。 ・早急に修繕が必要な箇所を選定し、道路区分、通学路、避難路等の社会的性格を加味して、優先度を定め、20 年間にわたり計画的に舗装の補修を行います。 ・その他の道路附属物についても、定期的な点検及び診断を実施します。

【人口 1 人当たりの道路面積】



※1) 道路面積:総務省 公共施設状況調(令和元年度)

※2) 人口:あいちの人口(人口動向調査)(令和 2 年 4 月現在)

(2) 橋りょう

施設概要	231 橋(15m未満 222 橋、15m以上 9 橋)
更新費用	40 年総額:16.7 億円、年額:4,200 万円
課題	・橋梁の老朽化により維持管理コストが増大しています。 ・維持管理の効率化・コスト削減のため、必要に応じて廃止を含む道路と橋梁を合わせた再編を検討する必要があります。
基本方針	・「南知多町橋梁長寿命化修繕計画(平成 27 年 3 月)」に基づいて、適切な維持管理を実行します。 ・橋梁の健全度を把握するために、橋梁の架設年度、構造、立地条件等を十分に考慮して点検計画を立て、5 年に 1 回の定期点検を実施し、橋梁の損傷を早期に把握するものとします。 ・重要度の高い橋梁から、優先的に工事計画を策定し、計画的な維持補修を実施します。 ・日常的な点検として道路パトロールを実施します。 ・従来の事後的な修繕(事後保全)から予防的な修繕(予防保全)へ移行し、費用が掛かる架替えを極力なくすことにより、橋梁の長寿命化を目指します。 ・また、長寿命化を適切に計画することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) ため池

施設概要	77 か所(うち防災重点農業用ため池 30 か所)
課題	・本町が管理する 77 か所のため池のうち、地震による堤防崩壊時に下流域において人家被害が想定される「防災重点農業用ため池」が 30 か所あり、定期的な整備が必要となってきます。 ・愛知県が実施した耐震調査の結果、堤体補強等の対策が必要であると診断された「防災重点農業用ため池」は 30 か所のうち 21 か所であり、順次、耐震工事が必要となります。
基本方針	・優先順位等の検討を踏まえ、修繕計画に基づき耐震化工事を行います。(現在、2 か所工事済) ・県営事業による耐震化工事の実施を要望し、町財政の負担軽減を図ります。

(4) 上水道

施設概要	施設数:12 施設、送水管 22.5km、配水管 222.0km
更新費用	40 年総額:222.5 億円、年額:5.6 億円
課題	・今後人口減少が進む中、施設の老朽化に伴う整備・更新費用の増加と料金収入の減少が見込まれるため、適切な施設整備・更新や効率的な維持管理によるコストの削減が必要です。
基本方針	・施設については、「南知多町水道事業基本計画(計画期間:令和 3 年度～令和 12 年度)」に基づき、計画的に更新を進めます。 ・また、経営の健全化を図りつつ、維持管理費の縮減に努めます。 ・構造物及び設備については定期的な点検整備による長寿命化を図り、更新費用の縮減に努めます。 ・管路については、上記計画に基づき、基幹管路(口径 200mm 以上)及び重要給水施設拠点への配水支管の耐震化を実施します。

(5) 漁業集落排水

施設概要	施設数:1、延床面積:815.2 m ² 、下水道管 16.6km
更新費用	50 年総額:26.1 億円、年額:0.5 億円
課題	・今後人口減少が進む中、施設の老朽化に伴う整備・更新費用の増加と料金収入の減少が見込まれるため、適切な施設整備・更新や効率的な維持管理によるコストの削減が必要です。
基本方針	・日間賀島浄化センター及びセンター内の汚水処理施設及びポンプ等の大規模更新は、平成 25 年度～平成 27 年度に一部実施済みですが、引き続き平成 30 年度に策定した機能保全計画に基づき適切な更新及び維持管理を実施します。 ・離島という特殊な環境であることから、機器の故障が生じてからの緊急対応は難しく、今後も定期的に機器の更新を図る必要があります。

(6) 港湾・漁港(海岸保全施設を含む)

施設概要	港湾数:1 港、漁港数:4 港
更新費用	40 年総額:309.8 億円、年額:7.7 億円
課題	・港湾施設及び漁港施設は、今後 40 年間に於ける公共施設等の更新費用に占める割合が大きく、本町の大きな財政負担となります。 ・施設の老朽化に伴い大規模な修繕が必要となってきますが、町民の日常生活や産業活用に大きな役割を担っており、計画的な更新や維持管理が必要となってきます。
基本方針	・漁業政策等を踏まえ、漁港をはじめとする施設の必要性を精査します。 ・港湾施設(内海港)、漁港施設(大井漁港、日間賀漁港)、港湾・漁港海岸保全施設(内海港、豊丘漁港、大井漁港、日間賀漁港)についてはそれぞれの施設保全計画に基づいて維持管理を実施します。 ・また、今後は漁港施設(山海漁港、豊丘漁港)の施設保全計画を策定します。 ・施設の点検・診断にあたっては、策定した施設保全計画に基づき、点検項目の設定や健全度判定を行います。 ・施設の劣化状況や役割、利用状況等から優先度を設定し、財政状況等を勘案しながら実施時期や実施内容等を決定し、計画的な維持管理を行っていきます。 ・施設の更新や大規模な改修等の時期に合わせ、耐震化の必要性について検討します。 ・施設の老朽化が特に著しいものについては、施設の利用状況や利用者ニーズ等を踏まえ、必要に応じて立入禁止措置や将来的な施設の廃止も視野に入れて検討します。

漁港・港湾施設一覧

名称		内海港	山海漁港	豊丘漁港	大井漁港	日間賀漁港
外郭施設 (m)	防波堤	1,184.1	303.0	547.8	678.0	1,642.0
	護岸	4,324.1	278.3	684.7	2,365.6	5,668.4
	うち、海岸保全施設	3,350.6	0.0	684.7	1,932.5	4,069.6
	防砂堤等	694.0	343.4	1,179.6	74.2	653.0
	合計	6,202.2	924.7	2,412.1	3,117.8	7,963.4
係留施設 (m)	岸壁・棧橋	0.0	0.0	5.0	78.7	1,180.4
	船揚場	20.5	50.0	35.3	114.4	66.0
	物揚場	828.0	76.5	199.9	1,192.3	1,548.0
	合計	848.5	126.5	240.2	1,385.4	2,794.4
臨港道路(m)		313.4	192.1	100.0	2,003.5	4,515.6

(7) 公園・緑地

施設概要	都市公園:12 か所、一般公園:6 か所、緑地等:13 か所
課題	・少子高齢化と人口減少が進む中で、維持管理コストが町民の負担にならないよう公園のあり方を検討していく必要があります。 ・公園遊具が設置してから、相当の年数を経過しており、老朽化が進んでいます。
基本方針	・公園は町民の憩い場として、健康で文化的な生活を送るために欠かせない場所となっています。公園内の施設については、定期的な点検・診断を中心として、適切な維持管理を行うとともに公園の遊具の更新、廃止についての検討も行います。 ・計画的な施設の修繕・更新を図ります。 ・公園内の植栽管理など維持管理コストの抑制を図ります。

	番号	施設名	延床面積(m ²)	建築年度	地区	備考
都市公園	1	林崎公園	1,456.5	1973	師崎	
	2	荒布越公園	1,251.5	1979	山海	
	3	西園公園	1,597.0	1985	大井	
	4	新師崎公園	2,100.0	1990	片名	
	5	城下公園	2,798.9	1988	内海	
	6	岡部公園	2,100.5	1991	内海	
	7	中町公園	1,750.7	1991	豊浜	
	8	小佐公園	2,546.6	1991	豊浜	
	9	神戸浦公園	900.8	1991	師崎	
	10	みなと公園	806.0	未供用	片名	
	11	新町公園	1,346.7	2003	師崎	
	12	聖崎公園	18,308.2	2004	片名	
一般公園	13	長谷公園	192.3	1975	片名	
	14	浦磯公園	1,943.9	1982	篠島	
	15	西田面公園	600.1	1986	大井	
	16	モンテジュール公園(片名 1 号公園)	2,776.8	1990	片名	
	17	カブリッチョ広場公園(片名 2 号公園)	835.1	1990	片名	
	18	新井浜公園	428.0		日間賀島	
緑地等	19	中町 1 号緑地	433.3		豊浜	
	20	中町 3 号緑地	17.4		豊浜	
	21	神戸浦 1 号緑地	1,363.9		師崎	
	22	神戸浦 2 号緑地	141.8		師崎	
	23	聖崎 1 号緑地	267.0		大井	
	24	聖崎 2 号緑地	1,607.6		片名	
	25	西新町 1 号緑地	159.0		師崎	
	26	西新町 2 号緑地	284.2		師崎	
	27	西新町 3 号緑地	134.2		師崎	
	28	西新町 4 号緑地	52.9		師崎	
	29	西新町 5 号緑地	4.9		師崎	
	30	黒地緑地	534.2		片名	
	31	西園調整池	1,756.0		大井	
	合計		50,496.0			

10. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の構築と進行管理

(ア) 情報の共有化

本町の公共施設は、全国の自治体の中でも老朽化が進んだ状況にあります。そして、その再生に向けた取り組みは、時間との戦いでもあり、財政的な負担を考えると非常に困難な課題となっています。

一方、公共施設は町民にとって身近な存在でありながら、それらを取り巻く様々な課題については、身近な問題として受け止められていないのが現状です。

公共施設の老朽化問題を解決していくためには、公共施設の実態に関する情報を積極的に開示し、町民と問題意識を共有しながら、様々な困難を乗り越えて進んでいかなければなりません。

そのためには、最新の情報とより幅広い視点からの現状分析を行いつつ、わかりやすい情報提供に努めます。また、情報提供により、多くの町民、議員と問題意識を共有化し、それぞれの利害を超えて、本町の将来のまちづくりを優先し、大所高所からの“実効性のある公共施設再配置計画”を策定し実行できる環境づくりに努めます。

(イ) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画は、財政措置により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部署との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討していきます。

(ウ) 協働・共創の環境整備

本計画に基づいて策定する公共施設再配置計画を着実に進めていくにあたり、具体的な事業に対する町民の理解と協力が不可欠であるとともに、事業の実施に対する民間事業者の専門的な技術やノウハウの活用が必要になってきます。

公共施設等における行政サービスの有効性、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、施設サービスの提供過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

また、民間のノウハウや活力を取り入れることによる効果的・効率的な施設の管理運営を検討し、事業実施にあたっては、コスト削減やサービスの向上を目指し、指定管理者制度や PFI・PPP などの官民連携手法を積極的に導入します。さらに、官民連携手法の導入促進のため、民間提案制度の創設のほか、将来にわたってのまちづくりの観点から地域経済の活性化及び地域における担い手の育成、確保に向けた官民共創プラットフォームの形成などの環境整備を推進します。

(工) 職員の意識改革

職員は、公共施設やインフラの現状や管理の意義などを理解し、経営的視点に立った総量適正化や維持管理のあり方を理解し、社会状況や町民ニーズの変化に対応できるようなサービスの向上のための創意工夫を自ら実践していくことが重要です。

そのため、研修会等を通じて職員一人ひとりが、意識をもって取り組んでいくための職員の啓発に努め、全庁的な管理やコスト意識の向上を図ります。

(オ) 各種計画との連携

既存の各種計画などの基本的なまちづくり構想や都市計画、政策を考慮し、特に第 7 次南知多町総合計画の将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」を実現するため、「暮らし続けられるまちをあなたとつくる」ことを意識し、町の課題や問題点など、将来の公共施設の在り方等との整合性、連携を図りながら、全体的な施設バランスを図るとともに適切で効果的な施設管理を行います。

(2) 進行管理と活用

(ア) 地方公会計に基づく進行管理

従来の官庁会計では、資産の管理を公有財産台帳により行っていたため、資産価値の状況を把握しておらず、会計と連動した管理を行っていなかった状況を踏まえ、本計画を進めるにあたり、地方公会計制度改革の取組との連携を図っていきます。

人口減少・少子高齢化が急激に進展するなど自治体をめぐる経営環境が大きく変化する中、本町では地方公会計制度のもと保有する公共施設の状況や公共施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを把握しつつ、適切に管理していくことで、最適な公共施設マネジメントを実現し、持続可能な都市経営の推進に努めていきます。

また、今後は、固定資産台帳等を利用し、インフラ施設も対象として、保有する資産やコスト構造を把握し、適切な保有量の調整や幅広い視点からコスト削減を検討していきます。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある)	すべての資産
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

(イ) ニーズの適格な把握

人口減少や少子高齢化社会など、今後見込まれている社会状況の変化や町民のニーズを的確に捉えることが求められています。

また、Society5.0 やカーボンニュートラルなど社会の変化に応じた新しい発想が生まれてきています。本町においても、施設の管理や運営にあたり、新しい発想に基づく手法の効果を研究し、良いものは積極的に取り入れていくべきものと考えます。

今後も、町民のニーズを的確に捉え、その行政サービスの実態を検証し、総合的に勘案した最適な公共施設等のあり方を求め、既存施設の改修や更新を実施する場合、町民ニーズに合った公共施設等の発展的、持続可能なあり方を図るものとしします。

(ウ) 保有資源の最大活用

大幅な財源の伸びが見込まれず、また、確保の難しくなる中、町民のニーズに合った行政サービスを提供するためには、全ての公共施設等について、単に「作る」ことよりも、これからは公共施設等を「使いこなす」ことが重要となります。そのためには、これまでの分野ごとの施設管理の考え方から、組織横断的、全庁的な組織を立ち上げ、公共施設等の総量の抑制によるスリム化を基本に、施設の複合化・再編・統廃合、跡地の売却など保有する公共施設等の資源を、最大限の活用を図る観点から、その組織の中で協議・検討を進め、具体的な取組を実施することとします。

なお、後年にその取り組んだ結果においても、検証やニーズの変化を再度確認し、的確に捉え、最大限の活用を図る(使いこなす)ことを更に努めるものとしします。

(エ) 社会情勢への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、いわゆる「ニューノーマル(新しい生活様式)」へ移行していくことが想定されています。

このような中、公共施設のあり方も大きく変化していくことが予想されることから、適宜適切な情報収集に努めるとともに「ニューノーマル(新しい生活様式)」に対応した「新しい公共施設のあり方」について研究、検討を進めていくこととします。

さらに、公共サービスは基本的には公共施設において提供されることから、「ニューノーマル(新しい生活様式)」に対応した公共サービスについても研究、検討を進めるとともに、公共施設間の移動手段の確保など、公共交通との連携も検討していきます。

南知多町公共施設等総合管理計画

【令和 3 年度改訂版】

令和 4 年 3 月

— 発行 —

南知多町

— 編集 —

総務部企画財政課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

TEL 0569-65-0711(代)
